

SPARC Japan ニュースレターでは、各回セミナーの報告に講演やパネルディスカッションを書き起こしたドキュメントを加え、さらにそのほかの SPARC Japan の活動をご紹介します。

※所属、肩書はすべて開催当時のものです。

CONTENTS

■ SPARC Japan 活動報告

arXiv.org 活動支援について
CLOCKSS 活動支援について
SCOAP³ 活動支援について

■ SPARC Japan セミナー報告

企画概要
参加者から
企画後記
ドキュメント
(講演・パネルディスカッション)

■ SPARC Japan 活動報告

arXiv.org 活動支援について



arXiv.org< <https://arxiv.org/>>は、物理学、数学、コンピュータサイエンス等のプレプリントサーバとして、同分野を中心とした研究成果のオープンアクセスとアーカイブを進めています。2024 年 3 月末時点の収録論文数は 245 万件を突破し、年間ダウンロード数は約 4.8 億件以上で、総ダウンロード数は 2023 年 11 月時点で約 31.2 億件です。

利用件数上位の機関による財政支援があり、2013 年に開始した「arXiv.org 会員制プログラム」により 2022 年 10 月時点で 30 カ国 278 機関が参加しています。

日本においては、arXiv.org の利用実績が多い研究機関がコンソーシアムを形成してこの取り組みを支援しており、2009 年から国立情報学研究所にて、参加意向確認および年会費の取りまとめを行っています。

arXiv.org の利用頻度が高い国内機関に対して 2023 年の参加意向調査を行った結果、2024 年 3 月末現在の参加機関は 17 機関です。

arXiv.org に関しては以下ウェブサイトを公開しています。

<https://www.nii.ac.jp/sparc/about/international/arXiv/>

関連会議は、以下のとおり開催され、日本の参加機関を代表して国立情報学研究所武田英明教授が参加しました。

・ Member Advisory Board Annual Meeting 2023 年 11 月 15 日 (オンライン)

CLOCKSS 活動支援について

CLOCKSS (Controlled Lots of Copies Keep Stuff Safe) < <https://clockss.org/> >は、全世界の研究者のために電子的な学術コンテンツの長期保存を実現することを目的として活動しています。具体的にはアーカイブとそれを運営するコミュニティを構築して、コンテンツが出版社から提供されなくなった場合にアーカイブ上のコンテンツを広く利用できるようにするなど取り組みを行っています。また、コンテンツを保持する世界 12 のノード機関の一つとして、国立情報学研究所が参画しています。

日本においては、2013 年から国立情報学研究所にて、参加意向確認および年会費の取りまとめを行っています。

大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) 会員館を中心に 2023 年の参加意向調査を行った結果、2024 年 3 月末現在の参加機関は 103 機関です。

関連会議は、以下のとおり開催され、日本の参加機関を代表して国立情報学研究所武田英明教授が参加しました。

・CLOCKSS Board of Directors 会議 2023 年 7 月 6 日 (オンライン)、9 月 27 日～28 日、2024 年 2 月 29 日 (オンライン)

SCOAP³ 活動支援について

SCOAP³< <https://scoap3.org/> >は、欧州原子核研究機構 (CERN) が主導する、高エネルギー物理学 (HEP) 分野の査読付き学術雑誌論文のオープンアクセスを実現する国際連携プロジェクトです。日本においては、SCOAP³ 対象誌を購読している研究機関を中心に、従来図書館が出版社に支払ってきた購読料を、論文出版加工料 (APC) に振り替えることで、HEP 分野の主要な学術雑誌のオープンアクセスを支援しています。

日本においては、2014 年から国立情報学研究所にて、参加意向確認および年会費の取りまとめを行っています。

フェーズ 3 (2020-2024 年) を支援する国内機関を中心に 2023 年の参加意向調査を行った結果、2024 年 3 月末現在の参加機関は 81 機関です。

また、2023 年の GOVERNING COUNCIL 会議において承認された高エネルギー物理学分野における関連書籍を対象にオープンアクセス化を行う SCOAP³ for Books 2023 プロジェクト< <https://scoap3.org/scoap3-books/> >について、2023 年 8 月に SCOAP³ 参加機関宛に関心調査を行った結果、9 機関に賛同をいただきました。

SCOAP³ に関しては以下ウェブサイトを公開しています。

<https://www.nii.ac.jp/sparc/about/international/scoap3/>

フェーズ 4 は 2025-2027 年が予定されており、詳細は決定次第参加機関に連絡します。

関連会議は、以下のとおり開催され、日本の参加機関を代表して高エネルギー加速器研究機構 (KEK) 池松克昌特任上席 URA および国立情報学研究所西岡千文助教が参加しました。

・GOVERNING COUNCIL 会議 2023 年 6 月 12 日 (オンライン)、2023 年 12 月 6 日～7 日

■ SPARC Japan セミナー報告



SPARC Japan セミナー2023

「即時 OA に備えて：論文・データを「つかってもらふ」ための
ライセンス再入門」

2023 年 11 月 28 日（火） オンライン開催 参加者（Webex Webinars）：501 名（延べ人数）

次ページ以降に、当日参加者のコメント（抜粋）、企画後記およびドキュメント全文（再掲）を掲載しています。
その他の情報は SPARC Japan の Web サイトをご覧ください。

<https://www.nii.ac.jp/sparc/event/2023/20231128.html>

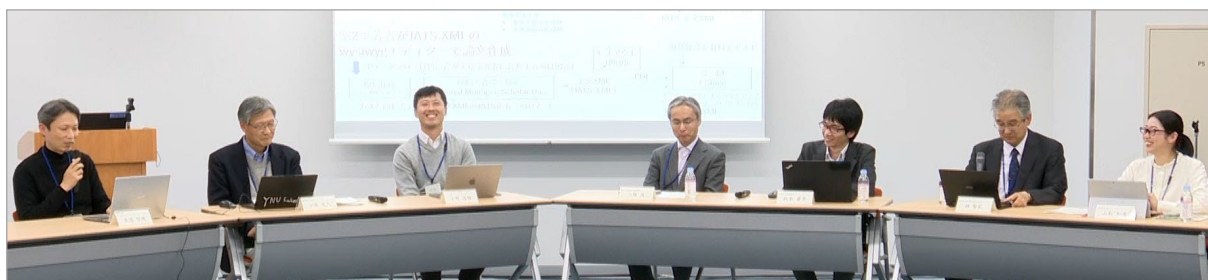
企画概要



2023 年の G7 広島サミットおよび仙台科学技術大臣コミュニケを契機に、我が国においても、2025 年以降の研究論文の即時 OA 化を実現する動きが加速しています。同時に購読費モデルから OA 出版モデルへの転換契約も広がりつつある中、各論文や研究データのライセンスは、研究成果のオープンな共有・利用に一定の秩序をもたらすものとして、ますます重要性を増しています。

一方で、情報の一次生産者である著者が本来持つ権利を再確認し、ライセンスが意味するところを正確に理解した上で、どのライセンスを付すことが真に科学と社会の発展に貢献するのかを考える機会はいまだそれほど多くはありませんでした。

本セミナーでは、オープンサイエンス時代を迎えるにあたり、論文やデータを適切に、かつ効果的に利用してもらうために、研究者はどのような戦略を立てられるのか、また、政策立案者、出版社、図書館といった関係者はどのような支援ができるのかを、ライセンスという切り口から改めて考えていきます。



パネルディスカッション（左から渡辺氏、小池氏、小野氏、八塚氏、鈴木氏、林氏、山形氏）

参加者から

(大学/図書館関係)

・基本的なことから内閣府の動き、具体的な事例、いろんな立場の方による座談会、と内容が充実していました。図書館界だけでなく視点を得ることができました。

・ふだんの業務でライセンスについて触れることがあまりないため、どのように関わっていけば良いのかイメージがつかめずにいたが、今回のセミナーで国の方針や海外の動向、出版社の見解なども知ることができ、まだまだ不勉強ながらも有意義だったと感じた。初心者がどのように勉強していけばよいかについても言及があったので参考にさせていただこうと思う。

・業務へ役立てていくにはもっと広く深い知識や経験値を積むことが必要と感じた。まだまだ入口に立ったばかりで、これからの道のりは長く遠いというのが実感です。それでも、今回話をお聞きして、知らないことや不明瞭だった部分が明確になったところもあり、とても勉強になりました。ありがたかったです。多様な質問があり、その回答もぜひ共有していただきたいと思いました。

・今回の登壇者の方々はみなさま、やさしい言葉でご説明くださって、非常にわかりやすかったです。ありがとうございました。また、クリエイティブ・コモンズの解釈について、きちんとディスカッションしてくださったのも、とても良かったです。

(大学/研究者)

・最後のパネルディスカッションにおいて、ライセンスの問題、学会の考え、分野による違い、出版者の視点、など、多様な属性のパネリストによる様々な視点・観点が出て大変面白かった。具体的な施策や行動に落とすにはまだしばらく議論が必要だと考えられるが、方策が固まっていない段階で、オープンに様々な話ができる場があるのが良いと思う。

(その他/学術誌編集関係)

・役に立つ部分もありましたが、期待と異なる部分もありました。

(その他/研究者)

・制度面からと、研究者倫理や常識の両方から議論がされ大変勉強になった。

(その他/その他)

・はじめて聞く用語などが多かったため、内容的に難しかったが、たいへん勉強になりました。

企画後記



😊 即時 OA は喫緊の課題であるだけに、いつにも増して多くのご質問をいただきました。できる限り多くのご質問を取り上げられるよう努めました。時間切れとなってしまった分につきましては別途ご回答を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。多様な分野・立場の皆さんによるパネルディスカッションも示唆に富む内容でした。折に触れ参照したいと思います。

池内 有為
(文教大学)

😊 今回初めて企画 WG へ参加させていただきました。私自身は右も左もわからないままに企画へ参加していましたが、企画 WG の皆様・講師をお引き受けくださった皆様・ご参加くださった皆様のおかげで、即時 OA という喫緊の課題に対して、ライセンスという切り口から理解を深めることのできる実りあるセミナーとなりました。改めてご関係の皆様にご感謝申し上げます。

大平 司
(名古屋大学)

😊 私自身パネリストとして登壇いたしましたが、今さら聞けないと思われがちですが皆さんが重要性を認識しているライセンスについて基本的な考え方の整理と最新状況のアップデートの良い機会となりました。即時 OA を見据えた活発な質疑応答も含め、アーカイブされた資料は今後数年の良いリファレンスになると思います。

小野 浩雅
(ライフサイエンス統合データベースセンター)

😊 本年度もセミナー企画 WG 主査を務めました。2025 年からの OA 義務化は、私の出版者としての前職（日本化学会）、あるいは政策立案のための研究者という本務としてもライフワークの一つと言えるもので、いよいよその実践に向かうために必要な議論ができたことは大変重要に思っています。また、こ

こに至るまでに多様なステークホルダーを受け入れながら SPARC Japan セミナーを積み重ねてきたからこそ、この場を設けることができたのだと思っています。関係のみなさまに改めて御礼申し上げます。

林 和弘
(科学技術・学術政策研究所)

😊 ライセンスに関する議論は、オープンサイエンスを実現するために必要な要素の一つです。今回のセミナーでは、ライセンスにまつわる話題を多様な立場の関係者より触れていただくことができました。皆様からいただいた質問の多様さからも、関心の高い話題であることがうかがえました。今後とのご参考となれば幸いです。

林 賢紀
(国際農林水産業研究センター)

😊 OA を推進するにしてもどのようにオープンにすればより良いサイエンスにつながるのか、今後の現実的なオープンサイエンスの展開を考えるにあたって、ライセンスにまつわる議論は極めて重要な論点であったと思います。私自身今回の議論は大変勉強になりました。有益なセミナーとなりましたこと、登壇者をはじめ関係者の皆様方、活発に質問を投げかけていただいた参加者の皆様方に改めて感謝申し上げます。

矢吹 命大
(横浜国立大学)

😊 ライセンス再入門というテーマの下、基本のきから最新動向まで幅広いご講演をいただき、何度でも振り返りたい内容となったかと思います。ライセンスが全てを解決するものではないという視点には、私自身視野が広がる思いでした。

山形 知実
(北海道大学)

本誌についてのお問い合わせ
国立情報学研究所 SPARC 担当
E-mail co_sparc_all@nii.ac.jp
<https://www.nii.ac.jp/sparc/>

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらふ」ためのライセンス再入門」

開会挨拶/概要説明

山形 知実

(北海道大学)



山形 知実

北海道大学附属図書館研究支援課研究支援企画担当係員、2023年度SPARC Japanセミナー企画ワーキングメンバー。大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）委員としてOA推進作業部会に所属。主な関心は、オープンアクセスの広がりによる学術情報流通の変転。

本セミナーの目的

本セミナーのテーマは、「即時 OA に備えて: 論文・データを『つかってもらふ』ためのライセンス再入門」です。2023 年の G7 広島サミットおよび仙台科学技術大臣コミュニケをきっかけに、日本においても、2025 年以降の研究論文の即時 OA 化に向けた方針を立てることになりました。購読費モデルから OA 出版モデルへの転換契約も広がりつつある中、研究成果のオープン化を実現する動きは急速に加速しています。各論文や研究データのライセンスは、研究成果のオープンな共有・利用に一定の秩序をもたらすものとして重要性が増しています。

一方で、情報の一次生産者である著者が本来持つ権利を再度確認し、ライセンスが意味するところを正確に理解した上で、どのライセンスを付すことが、真に科学と社会の発展に貢献するのかということを考える機会、これまでそう多くはなかったと思います。今回のセミナーでは、グリーン、ゴールド、ダイヤモンドといった OA 化の手段の議論から離れて、論文やデータを適切かつ効果的に利用する・利用してもらうた

めに研究者はどのような戦略を立てられるのか、また政策立案者、出版社、図書館等の関係者はどのような支援ができるかを、ライセンスという切り口から考えていきたいと思います。

本日のプログラム

本セミナーは、6 名の講師によるご講演とパネルディスカッションの 2 部構成となっています（図 1）。前半の講演部分では、著作権・ライセンスの概要と、なぜそれがオープンアクセスに関係するかという前提知識の共有に始まり、次いで日本の政策動向の紹介、そ

プログラム

講演

30分でざっくり理解するオープンアクセスと著作権	鈴木 康平様
日本のオープンアクセス政策	赤池 伸一様
J-STAGE Dataの現状とライセンスについて	久保田 壮一様
オープンアクセスとライセンスに関する出版社の見解	Victoria Eva様
研究成果をより広く公開するためのライセンス付与について: CCライセンス付与の経験から	野村 周平様
アメリカにおける権利保持の現状	Jennifer Beamer様

パネルディスカッション

【パネリスト】 鈴木 康平様、八塚 茂様、小野 浩雅様、小池 文人様、渡辺 智晴様
【準パネリスト】 前半登壇の皆様、企画WGメンバー

(図 1)

して日本のJ-STAGE、海外の出版社、図書館職員といった各関係者からの現状報告に移ります。図書館職員の立場からは、機関リポジトリ業務に関連し、実際にライセンス付与されたご経験のお話も伺います。最後に、一足先にパブリックアクセス方針の更新について発表した米国での権利保持の状況をご紹介します。後半のパネルディスカッションでは、さまざまな分野の研究者の皆さまに加わっていただき、研究者や関係者がライセンスについてどう考えていくのか議論を深めていければと思います。お忙しい中、登壇をご快諾くださった皆さまには、この場を借りて御礼申し上げます。

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

30分でざっくり理解する
オープンアクセスと著作権

鈴木 康平

(人間文化研究機構)

講演要旨



オープンアクセス (OA) と著作権との関係について、30分でその概要を報告する。具体的には、①著作権制度の概要、②クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの概要とOAとの関係、③ハーバード大学OAポリシーやプランSを代表例とする「権利保持戦略」、④欧州の複数国で導入されている、公的助成による研究成果をOAとする権利を著作者に与える「二次出版権」について報告する。また、著作権とは別のアプローチとして、⑤学術プラットフォームとプラットフォーム規制・競争法との関係について、私見を報告する。



鈴木 康平

人間文化研究機構人間文化研究創発センター特任准教授。中央大学ELSIセンター客員研究員。筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程修了。博士(情報学)。特許庁意匠審査官、情報通信総合研究所主任研究員を経て、2023年9月より現職。関心領域は、知識共有に関する社会制度。

私は主に著作権法について研究しています。私よりも優れた著作権の研究者はいくらでもいらっしゃるのですが、筑波大学で大学1年から博士後期課程まで図書館情報学を学んでいたため、学術情報流通についても多少は分かっているということで本日呼んでいただけたのだと思います。このSPARC Japan セミナーは学生時代から何度か聞かせていただいていたのですが、本日は発表者としてここに立っています。

著作権法の概要

まず、著作権法の概要についてお話いたします。著作権法というと、「権利者が強い」「とにかく権利を守るので研究者にとっては使いづらい」「著作権がな

ければもっと自由に研究できるのに」という声も聞かれます。著作権は、著作者の権利を保護することはもちろんですが、その法目的として文化的所産の公正な利用に留意するところがあり、最終的に文化の発展に寄与することを目的とした法律です(図1)。

著作権法の概要

- 著作権法は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利を保護し、**文化の発展に寄与**することを目的とするもの
- 思想・感情の創作的な表現を「著作物」として保護。
 - 小説、学術論文、映画、絵画、彫刻、演劇、写真、音楽、プログラム、ゲーム、データベース、二次的著作物など
 - 表現を保護するものであって、**事実やアイデアは保護しない**
 - 実験データなどは原則として保護されない
- 著作権者の許可なく複製したり、インターネットで公開などをすると著作権侵害になる
- 著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用は、一定の要件を満たす場合、著作権が制限され、著作物を利用することができる(「権利制限」と呼ばれる)

3

(図1)

そのため、権利の保護だけでなく、文化の発展に寄与するために権利が一時的に制限される「権利制限規定」と呼ばれる例外規定も多く含まれています。

著作権法で保護される著作物は「思想・感情の創作的な表現」と定義されており、これは世界的にも同様です。具体的には、小説や映画等のコンテンツはもちろん、学術論文も著作物として保護されています。日本でも学術論文を著作物として認めた裁判例は幾つもあります。

一方、著作権法は著作物という表現を保護するものですので、事実やアイデアは保護しません。昨今、生成 AI は著作権関連でも非常に話題になっていますが、いわゆる「作風」のようなものも、単に似ているだけであればアイデアと捉えられ、基本的には保護されない構造となっています。学術研究関連では、実験データの数値などの事実を表現したに過ぎないものは原則として保護されません。一方で、例えば人文系の研究では書籍や画像を研究データとして解析対象としている場合があり、そのようなデータには当然著作権があります。研究データといっても一概に著作権がないとは言えない点には注意が必要です。

著作権法では、著作権者の許可なく複製したり、インターネット上で公開する行為は著作権侵害に当たります。ただし、元々は文化の発展に寄与することが最終的な目的ですので、著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用については、一定の要件を満たす場合には著作権が制限され、自由に著作物を利用できる権利制限規定が定められています。

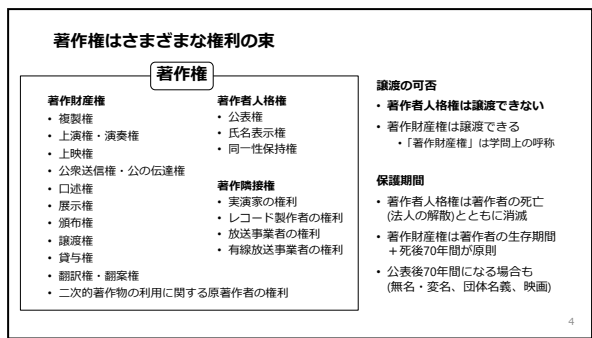
一口に著作権と言っても、図 2 に示すようにさまざま

な権利があり、主に著作財産権と著作者人格権に大別されます。オープンアクセスにしばしば関係するのは、著作財産権のうちの複製権や、インターネットで公衆に送信する権利を含む公衆送信権などです。論文を投稿し採用されたときに著作権の譲渡契約をすることがありますが、その際に譲渡されるのはあくまで著作財産権の方であり、著作者人格権は譲渡できない権利とされています。従って、出版社などに著作権を譲渡したとしても、人格権は残ります。

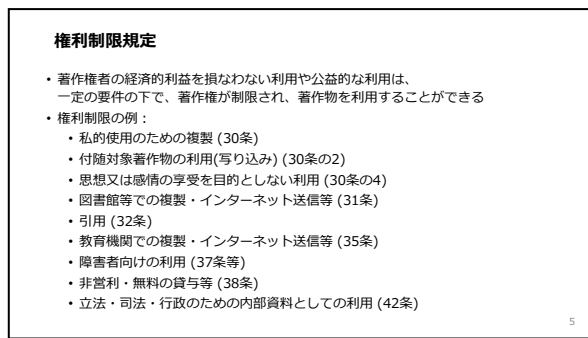
権利制限規定について簡単に説明します(図 3)。大学などの図書館では、書籍の貸し出しや文献複写などのサービスが提供されています。図書館での複製については、権利制限規定 31 条「図書館等での複製・インターネット送信等」が該当します。また、たまに勘違いされている方がいらっしゃいますが、図書館で本を貸し出せるのは図書館だからできるのではありません。38 条「非営利・無料の貸与等」で権利制限がされているためであり、営利目的の貸し出しであれば図書館であっても許諾を取る必要があります。「非営利・無料の貸与等」が図書館で最も使われている権利ではないかと思います。また、研究者がよく使うことになるのは、30 条の 4「思想又は感情の享受を目的としない利用」という、情報解析を行うための規定です。生成 AI はこの 30 条の 4 の規定をどのように解釈するかに関わっており、現在議論されているところです。

オープンアクセスと著作権

オープンアクセスの代表的な定義は、ブダペスト・オープンアクセス・イニシアティヴ (BOAI) 宣言の



(図 2)



(図 3)

「インターネットへのアクセス自体を除き、経済的、法的または技術的な障壁なく、すべてのユーザーが、論文のフルテキストを読んだり、（中略）インターネット上で無料で利用できるようにすること」というものです（図 4）。ライセンス関係では、「法的な障壁なく」という点が関係すると思います。オープンアクセスの主な実現手段には、グリーン OA、ゴールド OA、ハイブリッド OA、ダイヤモンド OA があります。

日本では、2023 年 6 月に閣議決定された「統合イノベーション戦略 2023」の中で「即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」という方針が示されました。同年 10 月には総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）有識者議員懇談会の議論のまとめとして、「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方（案）」が公表されました。

この提言を私なりに整理すると、大きく三つに分けられます（図 5）。一つ目が、即時 OA の理念です。公的資金によって生み出された研究成果を広く還元することや、日本での購読料・APC を含む経済的負担

の適正化、世界に対する日本の研究成果の発信力の向上などがあります。二つ目が、即時 OA の対象です。競争的研究費制度により生み出された査読付き論文とその根拠データを盛り込むべきとしています。三つ目が、即時 OA 実現に向けた基本方針の策定です。掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付けること、学術プラットフォームに対する集団交渉の体制構築を支援し、日本の公的資金全体の負担軽減を図ること、学術論文の定量的な評価のみによらない新たな評価体制の確立を目指すことなどが盛り込むべき事項として書かれています。

続いて OA と著作権の関係ですが、BOAI 宣言では著作権に関して「複製と配布に関する唯一の制限、すなわち、著作権による唯一の役割は、著者に対して、著作物の同一性保持のコントロールと、正当な承認と引用とがなされる権利を与えることであるべきである」と書かれています（図 6）。私はこれを、オープンアクセスにおいては同一性保持のコントロールと適切な引用が重要であるという意味だと理解しています。

オープンアクセスと著作権との関係を考える上では、クリエイティブ・コモンズと権利保持戦略、そして二次出版権が関係するため、それぞれについてお話しします。また、海賊版論文サイト・Sci-Hub のような著作権侵害サイトも出現し始めています。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）では、表示（BY）、改変禁止（ND）、非営利（NC）、継承（SA）の四つの条件を組み合わせた 6

オープンアクセス(OA)

- Budapest Open Access Initiative (BOAI) 宣言 (2002年)
 - 「インターネットへのアクセス自体を除き、経済的、法的または技術的な障壁なく、すべてのユーザーが、論文のフルテキストを読んだり、ダウンロード、コピー、配布、印刷、検索、または、リンク、インデックス作成のためのクローラー、ソフトウェアへのデータとしての投入、その他の合法的な目的で、パブリックインターネット上で無料で利用できるようにすること」
- OAの主な実現手段
 - グリーンOA：著者がセルフアーカイブしてOAにする
 - ゴールドOA：出版社がOAにする。掲載料(APC)を支払う場合も多い
 - ハイブリッドOA：APCを払ったものはOAになり、それ以外はOAにならない
 - ダイヤモンドOA：著者・読者ともに費用をかけずにOAにする

(図 4)

公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方
(総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員、2023年10月30日)

- 即時オープンアクセスの理念
 - 公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元
 - 日本全体での購読料・APCを含む経済的負担の適正化
 - 世界に対する日本の研究成果の発信力の向上
- 即時オープンアクセスの対象
 - 競争的研究費制度により生み出された、査読付き学術論文(著者最終稿含む)および学術論文の根拠データ(研究データ)
- 即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針
 - 掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付け
 - 学術プラットフォームに対する集団交渉の体制構築を支援し、日本の公的資金全体の負担軽減を図る
 - 学術論文の定量的な評価のみによらない新たな評価体制の確立を目指す など

(図 5)

OAと著作権

- BOAI宣言における著作権に関する内容
 - 「複製と配布に関する唯一の制限、すなわち、著作権による唯一の役割は、著者に対して、著作物の同一性保持のコントロールと、正当な承認と引用とがなされる権利を与えることであるべきである」
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- 権利保持戦略
- 二次出版権
- Sci-Hub：海賊版論文サイト
 - 2022年の日本からの違法なダウンロード数は約720万件
(出所：「『やばいかな』違法論文海賊版サイト、常連の医師『便利』」毎日新聞(2023年6月6日))

(図 6)

種類のライセンスが提供されており、オープンアクセスでも使われています(図 7)。CC ライセンスは、ライセンス表示だけでも簡単に分かるようになっていますが、それ以外にも、法律の専門家に向けたリーガルコードや機械可読できるメタデータが提供されており、コモンズ証、ライセンス、メタデータの三つの要素を使うことで、ライセンスの効果を保証しています。

詳細について少し説明しますと、まず、CC ライセンスはあくまでも著作権者・権利を持っている人が付与するものです(図 8)。例えば著作権を持っていない図書館が、自分たちが管理しているからといってライセンスを付与することはできません。著作権を持っているか、または著作権者から許諾を受けていれば付与できるものなのです。

CC ライセンスは一度付与すると著作権者であっても取り消しができません。一度公開したコンテンツを公開中止とする、別のライセンスを追加で付与することは可能ですが、以前に付与したライセンスの撤回はできません。例えば CC BY を付けて一度公開したものに後から非営利の CC BY-NC を付けたとしても、CC BY の条件は消えませんので、それ以前にダウンロードした人が営利目的で使うことは止められないことになります。

また、CC ライセンスは追加的な制約を課すことはできないとされています。CC BY を付けているものにそれ以外のいろいろな条件を付けることは、ライセンス上許されていません。

さらに、CC ライセンスがカバーするのはあくまでも著作権のみであり、著作者人格権、肖像権、ある

いは最近よく話題になる個人情報(プライバシー権)はカバーされていません。もっとも、CC ライセンスは「許諾者はライセンスのある範囲での利用について、可能な限り人格権等を放棄または主張しないことに同意する」という条件で付与されています。

また、論文などに他人の著作物を含む場合、引用は適法な行為ですから当然問題はありませんが、引用に当たらない利用で論文の中に組み込むことがあります。この場合は、許諾を得てから CC ライセンスをその論文全体に付与することは可能です。あるいは、他人の著作物を使用した際には、©マークを付けて著作権者を明確に分かるようにします。論文全体に CC ライセンスを付けるときにも、そのような注意書きを入れておけば問題ないと思います。

著作権者自身は CC ライセンスに縛られません。例えば、著作権者は NC であっても営利利用ができます。また、著作権者以外の場合は、著作権者から許可を取れば、NC や ND でも営利利用や改変は可能です。

オープンアクセスと CC ライセンスについては、BOAI 宣言の 10 年後に発表された提言 BOAI10 において、CC BY または同等のライセンスの使用を推奨しています。また、J-STAGE 掲載ジャーナルにも CC ライセンスが付与されたものが多くあります。オープンアクセス学術誌要覧(DOAJ: Directory of Open Access Journals)という、オープンアクセスの学術誌をまとめたデータベースへの収録に当たっては、CC ライセンスまたは同等のライセンスの明記が必要とされています。このような背景もあり、CC ライセンスはさまざまなところで使われています。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)

・ 4つの条件を組み合わせた6種類のライセンス

条件	内容	補足
表示(BY)	クレジット表示	改変した場合はその旨を記す
改変禁止(ND)	元の作品を改変しない	翻訳を含めた改変自体は可能だが、改変したものを共有することは不可
非営利(NC)	営利目的で利用しない	金銭のやりとりがある場合は、実質であっても営利目的と判断
継承(SA)	改変した場合、同じCCライセンスで公開	追加の条件を付けることも禁止

CC BY ND SA BY SA ND BY SA ND

・ CCライセンスは3つの要素で効果を保証

- ・ コモンズ証：非法律家向けにライセンス趣旨をまとめたもの
- ・ ライセンス：リーガルコード、利用許諾、法律家向けの厳密な記述
- ・ メタデータ：サーチエンジン向けの、RDFに基づいたライセンス情報

出所(図含む)：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト <https://creativecommons.jp>

(図 7)

CCライセンス 詳細

- ・ 著作権者がCCライセンスを付与する
- ・ CCライセンスは、著作権者であっても一度付与すると取消できない
 - ・ 公開をやめたり、別ライセンスの追加の付与はできる(利用者はいずれのライセンスを選んでもよい)が、以前に付与したCCライセンスの撤回はできない
- ・ CCライセンスに追加的な制約を課すことはできない
- ・ CCライセンスがカバーするのは、いわゆる著作権財産権のみで、著作者人格権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権などはカバーしない
 - ・ もっとも、CCライセンスでは、許諾者はライセンス範囲での利用について、可能な限り、人格権等を放棄または主張しないことに同意する、とされている
- ・ 他人の著作物を含む場合、引用等を除いて、許諾を得てからCCライセンスを付与する
- ・ 著作権者自身はCCライセンスに縛られない(例：NCでも著作権者は営利利用できる)
- ・ NCやNDであっても、著作権者に許諾をとれば営利利用や改変は可能

出所：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト <https://creativecommons.jp>

(図 8)

権利保持戦略

権利保持戦略とは、論文の著作権を出版社に譲渡する前に、所属機関や助成機関にオープンアクセスにするための利用許諾を著者が与えること、あるいは助成機関が論文を CC BY など公開することを助成対象者に義務付けることです（図 9）。欧州委員会が 2022 年 8 月に公表した報告書では、権利保持戦略の代表例として、ハーバード大学文理学部 OA ポリシーと、cOAlition S が提唱したプラン S が掲げる権利保持戦略が挙げられています。

まず、ハーバード大学の OA ポリシーについて、文理学部を例にご紹介します。ハーバード大学文理学部では、「明示的なオプトアウトがない限り、教員は著者最終稿について、アーカイブと配布の非独占的ライセンスを大学に対して与える」というポリシーを定めています（図 10）。オプトアウトとは、「このポリシーから抜ける」という権利者の意思表示のことです。権利保持戦略や OA ポリシーについては、元々カリフォルニア大学で早くから考えられていたといわれますが、2008 年に文理学部で採択されたこのハーバード

大学のものが、権利の許諾に焦点を当てた米国初の OA ポリシーだといわれています。

権利保持戦略の懸念としては、大学に対して事前に著作権のライセンスをしているため、出版社がジャーナルへの掲載を拒否する可能性があることです。しかし、ハーバード大学は、事前ライセンスを理由にジャーナルが論文掲載を拒否した事例はないと説明しています。ハーバード大学の OA ポリシーでは、オプトアウトやエンバーゴが認められているため、ジャーナルに論文掲載を拒否される場合は著者がオプトアウトしているだけなのではないかと個人的には思いますが、本当のところは分かりません。

次に、プラン S の権利保持戦略を紹介します（図 11）。プラン S の原則の一つに、「著者または所属機関は、その出版物に対する著作権を保有する」とあります。cOAlition S を構成する助成機関は、事前ライセンスと事前義務という 2 種類の権利保持戦略を実施するとされていますが、この違いについては正直よく分かりません。これを分析した研究では、投稿時からその論文が CC BY であることを明示すること、あるいは出版時までには論文を CC BY とすることと整理されていますので、そのようにご理解いただければよいかなと思います。プラン S では CC BY の使用が原則ですが、CC BY-SA や CC0 も使用できますし、CC BY-ND についても助成機関が正当な理由があると認めた場合には使用可能とされています。

欧州では、SPARC Europe から権利保持とオープンライセンスに関する報告書“Opening Knowledge: Retaining Rights and Licensing in Europe 2023”が公開され

権利保持戦略 (Rights Retention Strategy)

- 出版社に論文の著作権を譲渡する前に、OAにするための利用許諾を所属機関や助成機関に対して著者が与えること、あるいは、助成機関が論文を CC BY など公開することを助成対象者に義務付けること
- 欧州委員会が2022年8月に公表した、OAと著作権に関する報告書では、権利保持戦略の代表例として以下の2つが挙げられている
 - ハーバード大学文理学部によるOAポリシー
 - cOAlition Sが提唱した「プランS」における権利保持戦略
- エディンバラ大学やケンブリッジ大学、オックスフォード大学なども権利保持に関するポリシー策定やパイロットプロジェクトを実施

出所：Christina Angelopoulos, Study on EU copyright and related rights and access to and reuse of scientific publications, including open access: Exceptions and limitations, rights retention strategies and the secondary publication right, Publications Office of the European Union, June, 2022.
Plan S ウェブサイト <https://www.coalition-s.org/>

13

(図 9)

参考：ハーバード大学文理学部OAポリシー 全訳

- ハーバード大学文理学部は、その研究と学問の成果を可能な限り広く普及させることを約束する。この約束に照り、本学部は次の方針を採用する：
各教員は、ハーバード大学学長およびフェローに対して、自らの学術論文を利用可能にすることと、それらの論文の著作権を行使することを許諾する。法的には、各教員により与えられる許諾は、学術論文が営利目的で販売されないことを条件に、自らの論文に関する著作権上のあらゆる権利を、あらゆる媒体で行使し、かつ、他者に同様の行為を許諾する、非独占的で、取消できず、ライセンス料支払い済みの、全世界的ライセンスである。この方針は、この方針が採択される前に完成した論文、およびこの方針が採択される前に教員が成立しないライセンス契約や権限契約を結んだ論文を除き、教員である間に書かれたすべての学術論文に適用される。学部長または学部長の指名する者は、必要性を説明する書面による教員からの要請があれば、特定の論文について本方針の適用を免除することができる。
- 本学による論文の普及を支援するために、各教員は、論文の最終版の電子コピーを、プロボスト・オフィスが指定する適切なフォーマット(PDFなど)で、プロボスト・オフィスの適切な担当者へ無償で提供する
- プロボスト・オフィスは、オープンアクセスリポジトリで論文を一般に公開することができる。ディーン・オフィスは、本方針の解釈、解釈および適用に関する論争の解決、および随時の学部への変更勧告に責任を負う。本方針は、3年後に見直しされ、学部で報告される。

出所：Harvard OSC, Harvard Faculty of Arts and Sciences Open Access Policy, February 12, 2008, <https://oschul.harvard.edu/policies/fas/> 訳は報告者による

15

(図 10)

プランSにおける権利保持戦略

- プランSの原則の一つ
「著者またはその所属機関は、その出版物に対する著作権を保有する」
- cOAlition Sを構成する助成機関は、次のような2種類の権利保持戦略を実施
 - 事前ライセンス：助成の開始時に、助成金受給者に対して、助成金により生じる将来のすべての著者最終稿に対して、CC BYライセンスの適用を要求する戦略（投稿時から論文がCC BYであることを明示する）
 - 事前義務：助成金受給者に対して、著者最終稿または出版社版がCC BYライセンスであることを義務付ける戦略（遅くとも出版時に論文をCC BYとする）
- CC BYの使用が原則だが、CC BY-SA、CC0も使用可能
- CC BY-NDも、助成機関が正当な理由があると認めた場合は使用可能

出所：European Science Foundation, Plan S Rights Retention Strategy, <https://www.coalition-s.org/rights-retention-strategy/>

17

(図 11)

ています（図 12）。それによると、欧州には権利保持ポリシー策定中の機関が少なからずあることが分かります。権利保持に関するサポートを担当する部門の半分以上は図書館であるという調査結果なども掲載されていますので、ご関心があれば一読いただければと思います。

一方、日本での権利保持戦略については、私が知る限りほとんど議論されていません。日本の著作権法には利用権の当然対抗制度があるため、法的には権利保持戦略が有効に機能すると思います。ただ、出版社との契約上、本当に権利保持戦略が有効なのかについては疑問を抱えています（図 13）。投稿規定や出版規定に「事前に他のところにライセンスしていないこと」という条件が書かれていることがあり、権利保持戦略を取っていても、出版社との契約違反となってあまり機能しないのではないかと個人的には思っています。次にご紹介する二次出版権の方が良いようにも思えますが、いろいろ課題もあります。

権利保持とオープンライセンスに関する報告書 (SPARC Europe)

- 欧州における権利保持ポリシーの進展状況を紹介
 - 権利保持ポリシーを定めている機関は全131機関中14%(17機関)だが、25%(32機関)がポリシーを策定中
 - 2021年以降、著作権に関するポリシーの導入が急増
 - 134機関中、74%(99機関)が権利保持に関するサポートを実施
 - 権利保持に関するサポートを担当する部門の60%以上は図書館(次点で法務部門)
- 一部の教育機関や出版者はCC BYの利用に消極的
- CC BYで論文をOAにする出版社の増加が、CC BY以外を付与する出版社よりも著者に著作権を保持している傾向がある



出所: Ignasi Laborda i Juan, Iva Melinšćak Zloti, Vanessa Proudman, & Jon Treadway, Opening Knowledge: Retaining Rights and Open Licensing in Europe, June, 2023, <https://doi.org/10.5281/zenodo.8084051>

18

(図 12)

日本における権利保持戦略

- ほとんど議論されていないが、即時OA義務化を実現しつつ、投稿先を選択する自由を確保するためには、著作権をどう処理するかの議論が必要では？
- 日本の著作権法上は、権利保持戦略は有効に機能しそう
 - 利用権の当然対抗制度 (63条の2)
- もっとも、出版社との契約上、権利保持戦略が本当に有効なのかは疑問あり
 - 投稿規程などに「事前にライセンスしていないこと」といった条件
- 後述する二次出版権のほうが現実的か？ ただし、こちらにも課題が…
 - 条文中「契約で上書きできない」旨を書き込むこともおそらく可能
 - 日本国外への提供をどう処理する？
 - 出版社との契約における裁判管轄の問題
 - 何ら経済的補償のない即時OAは、著作権法上認めがたいのでは？

19

(図 13)

二次出版権

二次出版権とは、公的助成により一定割合が賄われた研究について、論文出版後に著者等が論文をオープンアクセスにする権利を与える制度です。欧州では幾つかの国で導入されていますが、私が確認した限り、導入国のうち即時 OA を認めている国はなく、必ずエンバーゴが設けられています。図 14 にはドイツの例を記載しています。

オープンアクセスとプラットフォーム規制・競争法

最後に、ライセンスとは関係ないのですが、プラットフォーム規制や競争法の適用可能性についてご紹介します（図 15）。「統合イノベーション戦略 2023」では、「論文・データ等の研究成果がグローバルな学術出版社等（学術プラットフォーム）の市場支配下におかれている」と指摘されています。学術プラットフォームの市場支配が成立しているとすると、むしろプラットフォーム規制や競争法（独占禁止法）の学術出版社等への適用可能性を議論すべきではないかと私

二次出版権 (Secondary Publication Right)

- 公的助成により一定割合が賄われた研究に関する論文等について、論文等が出版された後に、著作者や著者の所属機関等に対して、論文等をOAとする権利を与える制度
- 欧州の複数の国で導入されている（ドイツ、フランス、オランダなど）
- 二次出版権を導入している国では、即時OAを義務化している国はなく、エンバーゴ（STM分野は最長12カ月など）が設けられている

出所: Knowledge Rights 21, A Position Statement from Knowledge Rights 21 on Secondary Publishing Rights, October, 2022

- 二次出版権の例: ドイツ著作権法38条4項

学術的な構成物で、少なくとも半分が公的資金の援助を受けた研究活動の範囲において生じ、かつ定期的に少なくとも年間2回発行される編集物において発行されるものの著者は、その出版者又は刊行者に対し排他的使用権を許与した場合においても、最初の発行から12ヶ月を経過した後は、営利を目的としない限り、その構成物を、その受け入れられた原稿のバージョンにおいて公衆提供する権利を有する。

最初の公表に関する出典は、これを表示するものとする。著作者の不利益においてこれと異なる合意は、無効とする。

出所: 本山隆弘「外国著作権法令集(57): ドイツ編」著作権情報センター(2020年)

20

(図 14)

プラットフォーム規制や競争法の適用可能性

- 統合イノベーション戦略2023は「論文・データ等の研究成果がグローバルな学術出版社等(学術プラットフォーム)の市場支配の下におかれている」と指摘
- 学術プラットフォームの市場支配が成立しているとすると、プラットフォーム規制や競争法(独占禁止法)の学術出版社等への適用可能性を議論すべきではないか？
 - 一研究者としては即時OAは歓迎だが、研究者や大学が論文出版を出版社に任せている以上、適正な対価は支払うべき。仮に購読料/APCが適正価格でないならば、それが重要な問題では？
- 仮に購読料やAPCが不当に高すぎるのであれば、採択の高価格規制の適用可能性？
 - EUには、採択的な高価格を設定していた商品について、競争法違反の疑いありとされ、最終的に約7割の値下げが行われた事例も (CASE AT-40/394 - Aspen, 10/02/2023)
 - 関連コストに合理的な利益を合わせた適正水準を平均300%上回る価格設定をしている
 - 代替性がなく、取引の必要性があるため、高価格でも需要者は受け入れざるを得ない
 - コストに比例しない、明確な採択的価格引き上げ戦略が内部資料から読み取れる

出所: 滝澤紗矢子「EUにおける採択的高価格規制の新動向」NBL 1213号4頁以下(2022年)

- 合併への企業結合規制の適用可能性？

参考: 渡井浩子「オープンアクセスジャーナルの実証分析」日本評論社(2023年)

21

(図 15)

は考えております。一研究者として、即時 OA には、研究がしやすくなるので賛成します。一方、研究者や大学が論文出版を出版社に任せている以上、適正な対価は支払うべきですが、仮に購読料や APC が適正価格でないならば、それが一番大きな問題だと思います。

購読料や APC が不当に高価格ならば、競争法上の搾取的高価格規制の適用が考えられます。EU では、搾取的な高価格が設定された薬品について当局から競争法違反の疑いがかけられ、最終的に 7 割の値下げが行われた事例があります。もちろん薬品と論文を一緒にはできませんが、このような規制もあるということです。

また、合併への企業結合規制の適用可能性もあると考えています。このことは、浅井澄子先生の 2023 年の著書『オープンアクセスジャーナルの実証分析』でも指摘されています。ビッグ・テックといわれる大手プラットフォームは、さまざまなスタートアップ企業を買収して大きくなりましたが、そのような手法で急速に市場を支配することに対して、企業結合規制をより厳しくすべきではないかという議論が各国でなされています。学術出版社の中にもいろいろな出版社を吸収合併している企業がありますので、これについても議論はできるのではないかと思います。

競争法の適用可能性に関しては、私だけでなく、例えば大阪経済法科大学の吉原裕樹先生も独占禁止法の適用について論文を書かれています。また、2000 年ごろに私立大学図書館協会には Elsevier 社問題特別委員会という組織があり、そこが公正取引委員会と相談したところ、独占禁止法違反ではないという公取委の裁定が下されたようです。しかし、独占禁止法に裁定という制度はないはずです。当時の資料がほとんど残っておらず詳細が分かりませんので、もし関係者の方がいらっしゃったら教えていただきたいと思います。ただ、20 年前と今では状況が変わってきていると思いますので、大学図書館関係者の方も、もしこのあたりが問題だと思われるのであれば、このような手段も考えられてはいかがかと思います。

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

日本のオープンアクセス政策

赤池 伸一

(内閣府 / 科学技術・学術政策研究所)

講演要旨



2023年5月に我が国で開催されたG7首脳会合及び科学技術大臣会合の共同声明において、「科学的知識並びに研究データ及び学術出版物を含む公的資金による研究成果の公平な普及による、オープン・サイエンスを推進する」こと、及び「公的資金による学術出版物及び科学データへの即時のオープンで公共的なアクセスを支援」すること等が盛り込まれている。また、統合イノベーション戦略2023（令和5年6月9日閣議決定）では、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」とされている。本講演では、これらを含む最近のオープンアクセスに関連する日本の政策動向について概説する。

赤池 伸一



科学技術・学術政策研究所上席フェロー（併）内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局参事官。1992年科学技術庁入庁、文部科学省、在スウェーデン日本国大使館、内閣府、科学技術振興機構、一橋大学イノベーション研究センター教授等を経て、2016年より文部科学省・学術技術学術政策研究所科学技術予測センター長、2018年より現職。内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（エビデンス・統合戦略担当）等を併任。東京大学大学院総合文化研究科修士課程修了（学術修士）、英国サセックス大学科学技術政策部門（SPRU）修士課程修了（理学修士）、東京工業大学大学院社会理工学研究科修了（学術博士）。専門は科学技術イノベーション政策の経済社会効果、ノーベル賞受賞者の分析等。

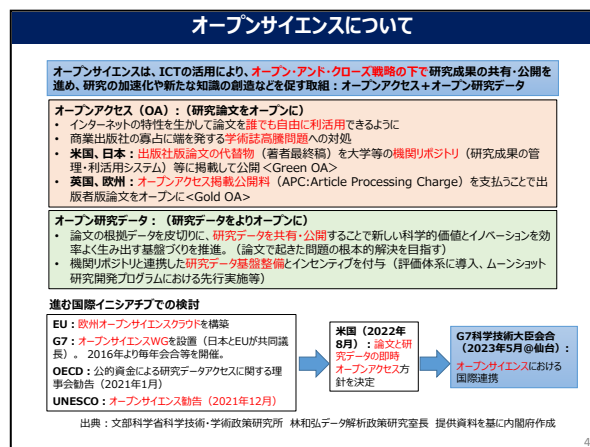
私の本属は科学技術・学術政策研究所（NISTEP）ですが、本日は主に内閣府の参事官の立場としてお話ししたいと思います。

オープンアクセスをめぐる機運の高まり

オープンサイエンスは広い概念ですが、政策的に最も大事なものは、研究論文をオープンにするオープンアクセスと、研究データをよりオープンにするオープン研究データの話です（図1）。もちろん研究活動の自動化や市民科学、科学コミュニケーションまで含めてオープンサイエンスだという考え方もありますが、今、政策的に最も力を入れているのはこの二つです。

昨今、EU、G7、OECD、ユネスコなど、さまざまな国際イニシアチブにおいてオープンサイエンスが取

り上げられています。米国では2022年8月にオープンアクセスの方針が定められました。2023年5月のG7でも、科学技術仙台会合のコミュニケで多くの分量を割いてオープンアクセスについて書かれています



(図1)

し、首脳会合の方でも全ての政策課題の中で非常に大事なこととされています。これらは前提として既に皆さんもご存じのことと思います。

オープンアクセスのメリットとして、知識の共有と普及の促進、医療や公衆衛生の向上、社会的・経済的影響があります（図 2）。特に COVID-19 を契機に研究成果の発表手段が広がっている中で、オープンアクセスの話がより盛り上がっています。

オープンアクセスに係る政策動向

日本政府においても、オープンアクセスはさまざまな重要政策文書に記載されています（図 3）。

まず「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太方針 2023）」です。これは役人の世界では非常に重要な文書で、ここに一言書いてもらうために皆があらゆる手段を使って事務局にアプローチをします。そのような文書にオープンサイエンスという言葉が入ったことは、かなり画期的なことで、予算措置やその施策の展開への大変な後押しとなると考えております。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」は、骨太方針とほぼ表裏の関係にある文書ですが、ここでもオープンアクセスの確保が言及されています。特に、世界的な学術プラットフォームや出版社に対する懸念を明確に示した点は、日本政府としてもかなり踏み込んだ内容になっていると思います。

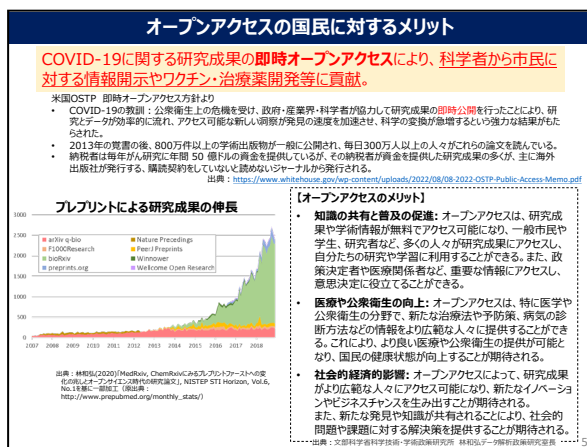
「統合イノベーション戦略 2023」では、オープン

アクセスについてかなりの分量が割かれています。

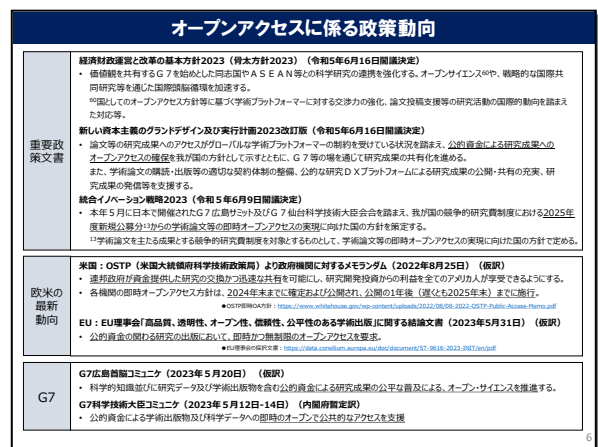
「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、研究データについて強く書かれていました。それに加えてこの戦略では、オープンアクセスについても「我が国の競争的研究費制度における2025年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」と書かれています。現在、方針策定に向けて、さまざまなステップを踏んでいる段階です。「2025年度新規公募分」という文言には注が付けられ、「学術論文を主たる成果とする競争的研究制度を対象とするものとして、学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針で定める」と付言されています。

後ほど詳しく説明しますが、国にはさまざまな研究費があります。研究費というと科学研究費助成事業（科研費）のイメージを持っている方も多いと思いますが、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や生物系特定農業技術研究支援センター（BRAIN）などいろいろな組織から配分される研究費があり、規制当局による規制のためのもの、国際協力や実証・実用化に関するものもあります。ここでは、論文を対象とした政策ですので、まずは論文を主たる成果とする競争的研究費からスタートしようということで、現在、政府部内でどの競争的研究費を対象とするかを検討しているところです。

欧米の最新動向としては、米国大統領府科学技術政策局（OSTP）や EU 理事会が文書を公表しています。



(图 2)



(图 3)

これはどちらが卵か鶏かのような話ですが、G7 のコミュニケを受けて EU 理事会は『「高品質、透明性、オープン性、信頼性、公平性のある学術出版」に関する結論文書』を2023年5月31日に公表し、公的資金に関わる研究の出版において、即時かつ無制限のオープンアクセスを要求することを改めて明示しています。先ほど申し上げたとおり G7 広島首脳コミュニケや仙台科学技術大臣コミュニケにも、オープンアクセスについてしっかりと記載されています。

「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」について

最新の政策動向として、「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」が2023年10月30日に示されました(図4)。これ自体は、まだ国としてのオープンアクセス方針ではなく、国のオープンアクセス方針に盛り込むべき事項を総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)有識者議員懇談会の有識者がまとめた有識者ペーパーという位置付けです。

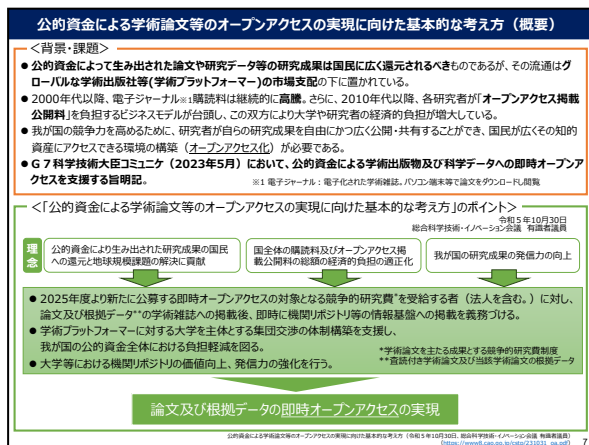
この提言には幾つか重要なポイントがあります。一つ目は、理念に「公的資金により生み出された研究成果の国民への還元と地球規模課題の解決に貢献」、背景・課題に「研究成果は広く国民に還元されるべき」と書かれていることです。これまで文部科学省がオープンアクセスに対応してきたのですが、内閣府のCSTI が扱うに当たって、視点が若干変わっています。

オープンアクセスは研究者のためだけのものではなく、さまざまなステークホルダーがいます。ここで強く言っているのは、国民の税金を使って行われた研究は、その成果を国民に還元すべきだという極めてシンプルな理屈であり、そこから出発しようということです。これは、納税者への還元ということが明確に書かれている米国のオープンアクセス方針から論理を展開しています。これは極めて大事なことだと思います。研究者が困っているから研究者を助けようということではなく、国の研究費によって引き出された研究成果は、当然国民に還元するということです。理念には「地球規模課題の解決に貢献」とも書かれていますが、納税者への還元を一番に挙げているのが一つの特徴です。

二つ目のポイントは、国全体の購読料およびオープンアクセス掲載料の総額の経済的負担の適正化です。もちろん出版社は一つのビジネスとして経済活動を行っていますので、そこにいたずらに介入しようということではありません。ここでは、サステナブルな研究を維持して国民に成果を還元するための望ましい研究システムとは何かという視点から「適正化」という言葉を使っています。APC への転換が進み、APC の価格が高騰している一方で、購読料は下がっておらず、財政負担は非常に大きな問題となっています。出版社もわれわれの政策の大事なステークホルダーであり、出版社と研究者がどのようにしてサステナブルな関係を維持するかが重要であると考えています。

三つ目は、わが国の研究成果の発信力の向上です。ここでは、研究力の向上と発信力の向上をあえて切り分けています。研究力の向上自体は研究時間の確保や博士課程支援を他の政策を通して行っています。しかし、既にある潜在的な研究成果が表に出ていないのではないのか、あるいは十分に評価されていないのではないのかという観点から、この三つ目のポイントが挙げられています。

原文にはいろいろな内容が盛り込まれていますが、この提言の一番の柱は「2025年度より新たに公募する即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を



(図4)

受給する者（法人を含む）に対し、論文および根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付ける」ということです。ここで言う競争的研究費の範囲についてはまだ検討中ですが、対象は論文およびその根拠データです。これは米国の OSTP とほぼ同じ定義となっています。

さらに、もう一つ大事なことは、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付けていることです。研究分野によっては、大学に置かれている機関リポジトリだけではなく別の情報基盤で公開することが通例となっていることもありますので、さまざまな研究分野や組織への対応を考えて、「機関リポジトリ等の情報基盤」という慎重な書き方をしています。これは研究者にとって非常にクリティカルな問題ですので、どのような範囲を指すのかについても、現在、政府部内で慎重に検討しています。

二つ目の柱として、学術プラットフォームに対する大学を主体とする集団交渉の体制の構築を支援して、負担軽減を図ろうとしています。既に大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）が尽力されていますが、さらに発展させた形で集団交渉を持っていくための体制づくりを現在行っています。

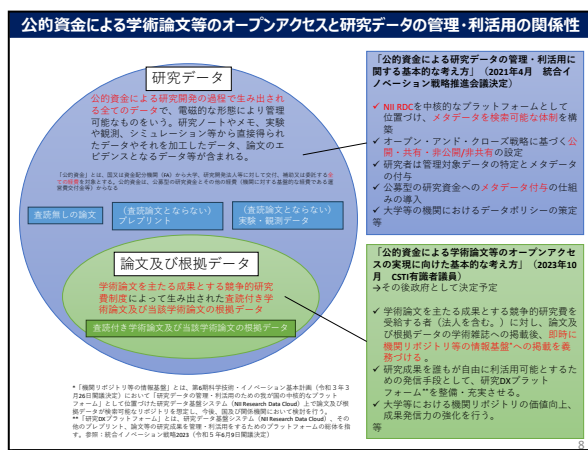
さらに、三つ目の柱として、大学等における機関リポジトリの価値向上、発信力の強化も目指しています。率直に申し上げて、各大学の機関リポジトリとそれを支える NII、さまざまなファンディングエージェンシーのそれぞれの役割や関係性については多様な課題があると認識しています。これらについても整合的に取り組めるよう、関係機関で丁寧に議論しています。また、今回の補正予算で財政措置も審議されているところです。

公的資金による学術論文等のオープンアクセスと研究データの管理・利活用との関係性

本日お話したのは、論文と根拠データに関する内容です。では、それ以外についてはどうなるのかという声を聞きます。これは既に、公的資金による研究開

発の過程で生み出される全てのデータとして、査読なし論文、プレプリント、実験・観測データなど、さまざまなものを包括的に規定しています（図 5）。論文および根拠データに比べてやや緩めの取り組みとなっていますが、端的に言うと、少なくとも自身の研究活動で生み出されるデータについては管理対象となるものを特定しメタデータを付けること、しかるべき機関リポジトリなどにきちんと掲載することとしています。これは、何か新たな義務を課すということではなく、元々していたことです。このあたりはしばしば誤解が生じている点かと思うので、改めて説明させていただきました。

また、鈴木先生のご講演でもお話がありましたが、競争法については非常に重要だと思っています。法律問題ですので安易なことは言うべきではありませんが、政府部内では真剣に考えられています。一般論から言うと、価格の問題や市場占有率の問題がありますが、これに法律を適用するには高いハードルがあるため慎重な検討が必要です。ただ、調査や関係者との議論を行うことも、広い意味での競争政策と捉えて緩やかな関心を持っています。例えば、経済産業省ではプラットフォームに対応するための産業政策の部局があり、新しく法律を作って対応していますので、そのような動きからも勉強したいと思います。競争政策的な側面は非常に重要で、内閣府で担当する意義でもありますので、引き続き検討したいと考えています。



（図 5）

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて：論文・データを「つかってもらふ」ためのライセンス再入門」

J-STAGE Data の 現状とライセンスについて

久保田 壮一

(科学技術振興機構)

講演要旨

令和元年度に運用を開始した J-STAGE Data は令和 5 年 10 月現在、37 誌から、600 弱のデータが公開されている。J-STAGE 記事に関連したデータリポジトリであり、J-STAGE 記事とは別の DOI、ライセンスを付して公開することが可能である。現在公開されているデータのライセンスの多くは CC BY であるがライセンスのポリシーはジャーナル発行機関が決定している。J-STAGE Data の現状とそのライセンスについて報告する。



久保田 壮一

国立研究開発法人科学技術振興機構情報基盤事業部研究成果情報グループ調査役。2001年に科学技術振興事業団に入職。現在、科学技術振興機構情報基盤事業部にて、J-STAGE、J-STAGE DataおよびJxivの運営業務に従事。

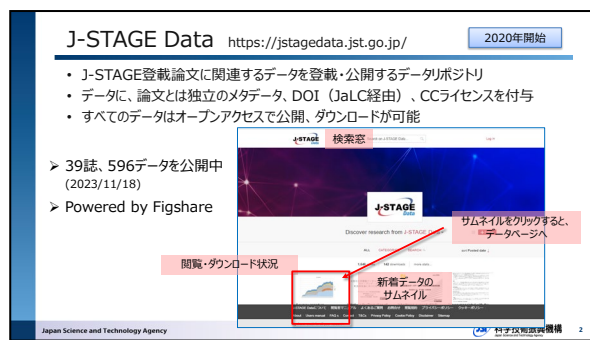
私は、電子ジャーナルプラットフォームである J-STAGE、その J-STAGE に掲載された論文にひも付いたデータのリポジトリである J-STAGE Data、そしてプレプリントサーバーの Jxiv を担当する部署に所属しています。J-STAGE Data は現在利用促進を図っているところですが、本日はどのように使われているか、現状とライセンスを中心にご紹介します。

J-STAGE 事業と J-STAGE Data の概要

J-STAGE 事業は 1999 年にサービスを開始し、2023 年 11 月現在約 3,900 誌のジャーナル、約 560 万の記事を公開しています。国内の学術誌の情報発信のために運営しており、オープンアクセスの推進を目指し、日本の学協会における科学技術刊行物の発行を支援して

います。

J-STAGE Data は、J-STAGE 掲載の研究論文に関連するデータを公開するデータリポジトリとして、2020 年 3 月にサービスを開始しました（図 1）。オープンサイエンスの世界的な潮流があったことに加え、データの利用だけではなく、その公開は、研究公正的な面でも



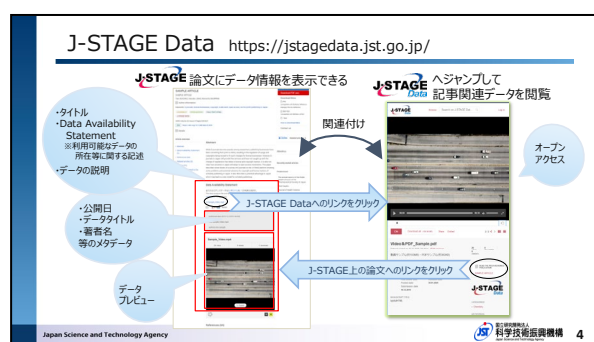
(図 1)

再現性や検証の観点からも重要であると考えられたことが背景にあります。現在 39 誌、600 弱のデータを、Figshare というプラットフォームをカスタマイズし提供しています。

J-STAGE と J-STAGE Data は相互リンクが貼られています (図 2)。また、掲載データには論文から独立したタイトルや DOI を付けること、データに二次利用のライセンスを付けることもできます。

J-STAGE Data へのデータ登録状況

図 3 はデータの登録状況です。2023 年 9 月のデータ



(図 2)



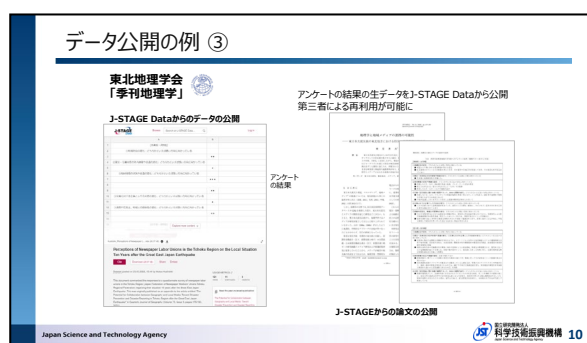
(図 3)

ですが、J-STAGE Data に付与されたライセンスのうち、CC BY で公開されているデータは 374 件でした。CC ライセンス以外にもさまざまなライセンスで公開されており、GPL と MIT はソフトウェアのライセンスとして使われているものです。J-STAGE Data の中で一番多いのは掲載された記事に関するデータセットですが、それだけではなく、解析プログラムや発表資料、フィギュア、ソフトウェアなども公開されています。図 4 のようにさまざまなデータセット等が公開されており、図 5 のようにアンケートの結果も再利用可能な形で公開されています。

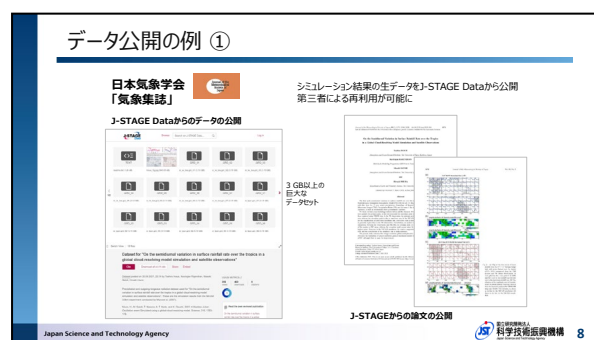
利用状況としては、月間閲覧数が約 1 万 6,000 件、月間ダウンロード数が約 4,000 件です。アクセス元は日本と米国が多くなっています。また、外部サービスの CiNii Research、Dimensions、Google Dataset Search 等との連携により、J-STAGE Data に登録されたデータが検索できるようになっています (図 6)。

J-STAGE Data の目指すところ

J-STAGE Data はデータポリシーを策定し、どのよう



(図 5)



(図 4)



(図 6)

なデータをどのように載せるべきか、取り扱いに関する基本方針を示しています。これは研究データ利活用協議会（RDUF）の研究データライセンス小委員会による「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン ver.1.0」を参考に定めたものです。その主な内容としては、データの公開・非公開、留意すべきデータ公開の制約があります。また、研究データの中には、内容によっては一定期間公開しない方がよい種類もありますので、エンバーゴも設定できるようにしています。

J-STAGE Data は、J-STAGE 掲載誌の研究論文の根拠データを公開する場です。J-STAGE Data で公開されるデータは論文にひも付きますので、ジャーナルの編集委員会で査読・確認されたものが公開されていることになります。研究コミュニティで確立されたデータリポジトリがある場合には、そちらで公開し、J-STAGE の記事をひも付けることもできますので、必ずしも J-STAGE Data を利用しなければならないということではありません。また、J-STAGE には元々電子付録という機能があり、論文に付随して音声などのさまざまなデータを添付することができます。電子付録とのすみ分けですが、論文と独立してデータにタイトルとライセンスを付けて流通させたい場合には J-STAGE Data で公開することが望ましいと考えております。ゆくゆくは研究データ自体が評価されることにつながればよいと考えております。

J-STAGE Data 収載に際して

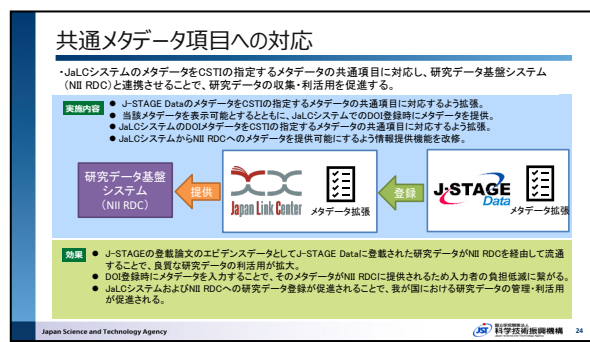
J-STAGE Data に収載するメリットは、メタデータ、DOI、CC ライセンスを、論文とは独立して付与でき

ることにあります。論文同様、データについても査読を経て公開する流れとなっています。アップロードする際には、図 7 のようなメタデータを付けて公開することになります。

登載する研究データのライセンスについては、J-STAGE Data では定めておらず、発行元である発行機関や学協会が適切に選択して公開するようご案内しております。このライセンスにするように、と定めているところ、どのライセンスにするかは定めておらずこの中から選択するように、と投稿規約で定めているところ、特にポリシーを定めていないところなど、現状ではさまざまです。どのようなライセンスを付けたらよいのかという質問も頂きますので、その場合にはアドバイス等を行っているケースもございます。

今後の展望

J-STAGE Data については、現在、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の指定するメタデータ共通項目に対応し、NII 研究データ基盤（NII RDC: NII Research Data Cloud）にメタデータを連携させる準備



(図 8)

項目名	必須	文字制限 など	入力する内容・注意点 など
Title	★	半角32文字以上500文字以下	【登録入力のメタデータ】のタイトル
Item type	★	ドロップダウンメニューから選択	【登録入力のメタデータ】の種別として最もふさわしいもの
Authors	★	【登録入力のメタデータ】の著者	【登録入力のメタデータ】の著者
Categories	★	ドロップダウンメニューから複数選択	データについて関連するキーワードを選択する
Keywords	★	最長10文字以内、半角英数字のみで入力	【登録入力のメタデータ】のキーワードを選択する
Description	★	半角40文字以上500文字以下	【登録入力のメタデータ】の概要を記入
Funding	★	縦書きで記入するか、250文字以下で入力	データについて関連する助成金の情報
Reference	★	データについて関連する文献のURLを記入	データについて関連する文献のURLを記入
License	★	ドロップダウンメニューから選択	データに二次利用に関するライセンスの種類
Manuscript title			データに関連する J-STAGE 記事の題名を記入
Manuscript number			J-STAGE 記事の題名と題名番号を記入
Article DOI			J-STAGE 記事の DOI を記入している場合は入力
Corresponding author email address	★		データに関連する連絡先メールアドレス
Title (in Japanese)			データに関するタイトル (日本語表記)
Description (in Japanese)		10文字以上10,000文字以下	データに関する説明 (日本語表記)
Manuscript title (in Japanese)			データに関連する J-STAGE 記事の題名のタイトル (日本語表記)
Authors (in Japanese)		2文字以上10,000文字以下	データに関する著者 (日本語表記)
Copyright	★	1文字以上2500文字以下	【登録入力のメタデータ】の著作権表示 (© 記号、権利者名、年) の形式で記入

(図 7)

参考資料

- J-STAGE Data リソース
https://www.jstage.jst.go.jp/static/files/ja/pub_release_jstage-data.pdf
- J-STAGE 各種サービス機能 データリポジトリ
<https://www.jstage.jst.go.jp/static/pages/JstageServices/TAB5/-char/ja>
- J-STAGE ニュース
 No. 46 「J-STAGE Data」リリースから18ヶ月
<https://doi.org/10.34344/jstage.2022.46.1>
 No. 48 「J-STAGE Data」での研究データ公開を推進するための取り組み
<https://doi.org/10.34344/jstage.2022.48.1>
 No. 50 「J-STAGE Data」を有効に活用した研究データ公開の事例
<https://doi.org/10.34344/jstage.2022.50.2>
 No. 51 「J-STAGE Data」ユーザ会を初めて開催してみた
<https://doi.org/10.34344/jstage.2023.51.2>

ご関心のある方は、ぜひお問い合わせください
data-contact@jstage.jst.go.jp

(図 9)

を行っているところです（図8）。図9は参考資料となります。連携によりわが国における研究データの管理・利活用の推進を目指しています。

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらふ」ためのライセンス再入門」

オープンアクセスとライセンスに関する 出版社の見解

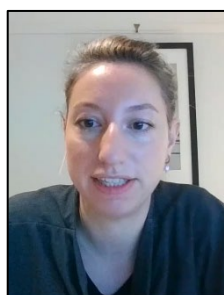
Victoria Eva

(Elsevier)

講演要旨



研究者や研究機関が研究を発表する際に、特にオープンアクセスの選択肢を検討するにあたり考慮すべきことの概要を提供し、オープンアクセスのモデルに関する簡単な説明と背景、ライセンスが適合する場所とその理由、オープンアクセスのモデルとライセンスに対するポリシーの影響について出版社の見解を説明します。



Victoria Eva

エルゼビアのGlobal PolicyおよびIndustry Relations上級副社長として、研究成果へのアクセスに関するエルゼビアの政策と戦略を管理し、オープンサイエンスに関連するグローバルな政策と立法問題について調整する責任を負っている。所属するチームとしては業界団体や会員団体を通じて出版業界におけるElsevierのパートナーシップを管理し、調整している。政策、出版、コミュニケーションのバックグラウンドを持っており、2018年にエルゼビアに入社前は、教育出版社ピアソンで政策を管理していた。これまでの職務には、業界団体である出版社協会のコミュニケーション責任者、メディアと著作権に関する法律事務所を専門とするパブリック・リレーションズ・コンサルタントとしてのアカウントの管理業務が含まれる。

私は Elsevier のグローバル・ポリシーおよび産業関係の上級副社長です。本日はオープンサイエンスについて、特にオープンアクセスやライセンスなどの問題について、出版社の視点からお話しします。

Elsevier の使命

Elsevier の概要を簡単にご説明します。私たちの使命は、研究者や医療従事者が社会の利益のために科学を進歩させ、健康成果を向上させることへの支援です。グローバルな研究と健康のエコシステム全体にわたって、お客さまの見識を高め重要な意思決定を促進することによって、これを実現します。研究者、医療専門家、機関、資金提供者を含む研究コミュニティにとって価値があることを保証するために、私たちが出版す

る全てのものにおいて最高水準の品質と完全性を維持・保証しています。

オープンサイエンスを支える柱

では、詳細に入る前に、オープンサイエンスに関する文脈と背景を見てみましょう。オープンサイエンスとは何でしょうか。図1のように、ここではオープンサイエンスの全体構造を支えるさまざまな柱を持つ家をイメージしています。オープンサイエンスを包括的かつ協力的で、透明性のある研究を行う方法として捉えています。しかしこれは、オープンアクセスや研究データ、研究データの共有などのオープンサイエンスの柱や要素によって支えられなければなりません。

本日はそれらの柱を中心にお話ししますが、責任あ

る研究評価のためのオープンな指標、社会的利益のためにより広い社会の研究へのアクセスを支援することについてもお話しします。また、オープンエコシステムをサポートするツールやソフトウェア、インフラストラクチャについてもご説明します。オープンサイエンスが多くの異なる要素によって構成されていることをご理解いただければ幸いです。このプレゼンテーションでは、そのうちのごく一部に焦点を当てています。

オープンアクセスの重要な定義

具体的な話に先立って、オープンアクセスの定義を幾つか挙げたいと思います（図 2）。これが本日お話しすることの核心であり、Elsevier や他のほとんどの出版社が運営するオープンアクセスの二つの形態です。

一つ目はゴールド OA です。これは、研究論文の最終版に、誰もがすぐに自由にアクセスできるようにするための出版モデルです。ゴールド OA を定義するもう一つの重要な要素は、最終版の論文がクリエイティブ・コモンズ（CC）とユーザーライセンスの下で利用可能になるべきことです。

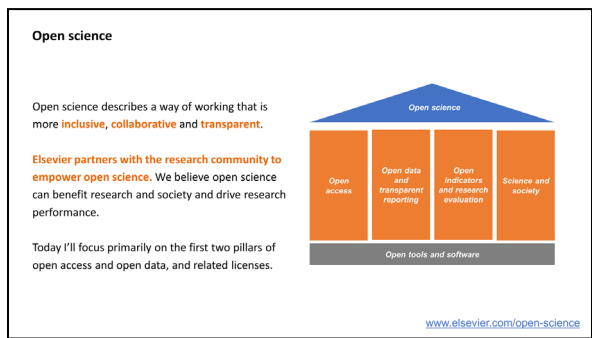
CC ライセンスは、読者やユーザーなど論文を再利用したいと考える第三者に対して、その論文をどのようにに共有できるかについて極めて明確な言葉で情報と説明を提供するため、非常に重要です。つまり、ゴールド OA は、研究を利用可能にするだけではなく、コンテンツの著者とユーザーの両方をサポートするために研究を共有し再利用する方法を明確にすることで、オープン性を確保しています。このゴールド OA の下では、論文出版加工料（APC: article processing charge）

によって出版コストが事前に回収されます。

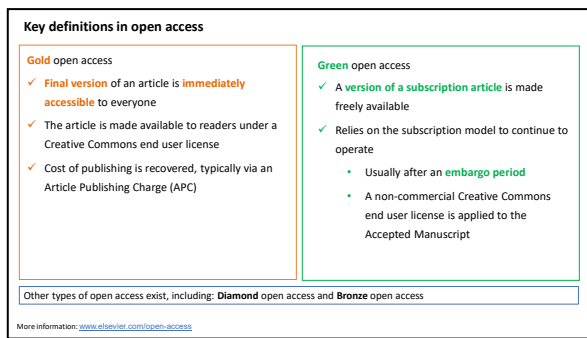
二つ目はグリーン OA です。グリーン OA とゴールド OA の間には、明確な違いがあります。グリーン OA はゴールド OA のような出版モデルではなく、購読モデルから派生したものです。著者は購読モデルで出版することを選択でき、ゴールド OA のように出版のための料金を支払うことはありません。

しかし、著者たちは研究論文を無料で共有したいと考えるかもしれません。出版社としては、購読モデルの持続可能性と実行可能性を確保し、そのバランスを取る必要があります。また、購読者以外の誰もがコンテンツを自由に利用できるようにすると、購読モデルが損なわれます。私たちは、研究者が自らの研究を自由に共有したいと思いながらも、何らかの理由でオープンアクセス出版を選択しない可能性があることを理解した上で、バランスを取りたいと考えています。

この状況では、グリーン OA というルートを使用することができ、著者は購読モデルで出版し、その購読論文の前のバージョンを自由に利用できるようになります。前のバージョンは査読を経た「accepted manuscript」と呼ばれるもので、最終的な編集と変更が加えられた最終バージョンではありません。ただしこの accepted manuscript は、著者自身がアーカイブすること、リポジトリに入れて購読者以外の誰もが利用できるようにすることは可能です。私たちは、エンバゴと呼ぶ一定の期間の後にこれを行うことを求めています。これにより、購読者が最初に最終論文にアクセスできるように購読モデルが機能します。また、私たちは購読モデルの実行可能性を支援するために、非商用、非派生



(図 1)



(図 2)

的な CC ライセンスを accepted manuscript に適用することを求めています。

オープンアクセスには他の種類もあります。ダイヤモンド OA やブロンズ OA について聞いたことがあるかもしれませんが、今回は触れません。

著者が保持する権利

出版プロセスについて再び深く掘り下げ、できれば幾つかの誤解を払拭したいと思います（図 3）。特に著者がオープンアクセスや購読モデルで出版した場合に何が起こるのか、それが著者の権利にとって何を意味するのかについてお話しします。

ここで明確にしておきたいのは、著者がオープンアクセスや購読モデルでの出版を選択した場合、自身の研究成果を共有し、広め、その影響を最大化するための多くの権利を保持するということです。著者は他の出版社でも似たような経験をすると思いますが、ここで私は Elsevier の視点からお話ししているということを念のためお伝えします。

明らかなことは、著者がオープンアクセスで出版した場合、著作権は保持されることです。また、著者は最終的な論文に適用する CC ライセンスの選択権が与えられ、無料ですぐに利用可能となります。私たちはその選択があるということが重要だと信じています。

著者が自身のコンテンツをどのように再利用・共有するかについて特定の選好を持っていることは、調査からも常に見えています。何らかの目的のために完全な再利用と共有を望む人もいれば、商業目的ではない再利用と共有を望む人もいます。CC ライセンスは、

そのような選択を反映するもので、私たちが CC ライセンスを提供している理由でもあります。

購読モデルでは、著者は出版社に著作権を譲渡します。そして、購読論文のあるバージョンを無料で利用できるようにしたい場合は、グリーン OA が使用できます。しかし、誤解を払拭するために繰り返しますが、著者がどの出版モデルを選択したかにかかわらず、彼らは依然としてその論文を共有する多くの権利を持っています。

これには適切な帰属やクレジットを受け取る権利、許可や当社からの支払いなしで新しい研究に自身の素材を再利用する権利などが含まれます。研究の集大成として論文を一つの書籍にまとめることもできます。他の著作物からの抜粋や図表を再利用することもできます。さらに、他の著作物の一部や抜粋、図・表を再利用することができますし、授業での教育目的や個人的な使用、共同研究の一部を含む学術目的のために、自身の著作物を使用・共有することができます。もちろんプレプリントを公に共有することもできます。これらの権利を著者が保持できないという情報が広まっているようですので、ここで明確にしたいと思います。ぜひ当社の Web サイトを確認して、著者の権利について完全な情報を得ていただくことをお勧めします。

研究データに関しては、著者は共有する権利を保有します。彼らはデータを共有するライセンスの選択に絶対的な柔軟性を持っており、それは選択する出版モデルとは無関係です。

また、テキストとデータマイニングについても少し触れます。私たちはライセンスベースのアプローチを採用し、購読機関の研究者が自動的に非商業目的でテキストマイニングができるようにしましたが、非購読者にももちろん許可を与えています。この事実にも留意することが重要です。繰り返になりますが、当社のテキストとデータマイニングポリシーをご覧ください。情報量が多いことは理解していますが、これらの情報を全て Web サイトで提供しています。著者は、私たちに論文原稿を投稿すると、ワークフローの中で彼

Some specifics in publishing

- Regardless of whether authors choose to publish open access or subscription with Elsevier, they have many of the same rights, which support their need to share, disseminate and maximize the impact of their research.
 - Open access: author retains copyright. Authors have a choice of Creative Commons license
 - Subscription: author transfers copyright to the publisher. Green open access route can be used
- Authors retain rights to share their research data. They have flexibility on their choice of licenses to share research data
- We have adopted a license-based approach that automatically enables researchers at subscribing institutions to text mine for non-commercial research purposes and to gain access to full-text content in XML for this purpose. We will also provide permissions for non-subscribers.
- We provide information to authors about their rights and license choices:
 - On our policy pages on Elsevier.com
 - Authors are advised about their choices when they are taken through the workflow to submit their article

Author rights to the article - open access or subscription:

- Receive proper attribution and credit for their published work
- Re-use their own material in new works without permission or payment by:
 - Extending an article to book length
 - Including an article in a subsequent compilation of their own work
 - Re-using portions, excerpts, and their own figures or tables in other works
- Use and share their works for scholarly purposes, including for classroom teaching, in conferences, distributing article for general use, and an invitation-only work group
- Publicly share the preprint anywhere at any time

More information: <https://www.elsevier.com/about/policies/copyright>

(図 3)

らの選択に関する多くのアドバイスや情報が与えられることになります。今一度ご確認いただければ幸いです。

混在するさまざまなポリシー

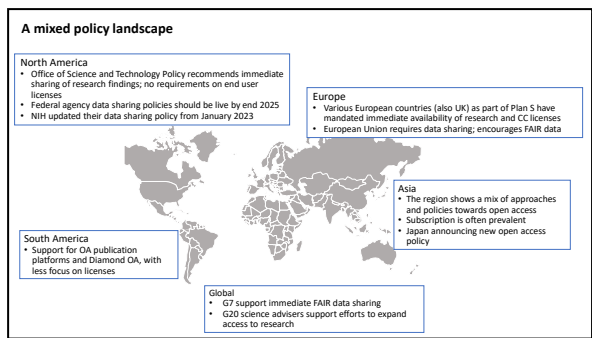
ここで視野を広げ、より広いグローバルな政策の文脈について考えてみましょう。オープンアクセスやライセンス等、ここで話している要素についてはかなり複雑な政策が取られています。ここで言うべきことは、異なるタイプの政策が実際に混在しているということです。世界の全ての地域で同じ政策が存在しているわけではありません。

世界で起きていることの網羅的なリストではありませんが、図4では、国により政策にさまざまな違いがあることが分かります。また、研究への即時アクセスを求める資金提供者の政策など、新たな傾向が現れていることも指摘したいと思います。

北米においては、米国大統領府科学技術政策局（OSTP）が研究成果の即時共有を推奨しています。また、米国最大の連邦機関の一つでも、研究データの共有と管理を確実に行うことに焦点を当てています。

英国も含め欧州の国々では、さまざまな資金提供者が研究への即時アクセスを必要とし、研究論文に適用するCCライセンスの種類についても明確な規定を持っています。

南米では、非常に異なるダイヤモンドモデルに焦点を当てています。これは、著者がお金を払って出版したりたくさんの論文を読んだりせず、リポジトリに預けられていることです。



(図4)

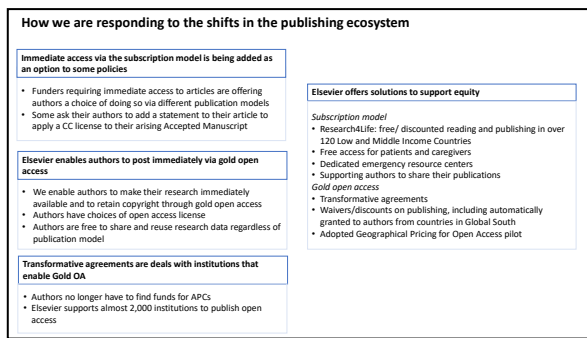
さまざまな国を一括りにまとめて申し訳ありませんが、アジアでは、出版に向けた政策やアプローチが実に混在しています。依然として購読モデルに焦点が当てられていますが、日本は即時性を重視した新しいオープンアクセスの方針を発表しています。そして世界的には、研究と研究データへのアクセスを増やす努力に真の焦点が当てられています。

出版エコシステムの変化への Elsevier の対応

最後に、出版エコシステムにおけるこのような政策エコシステムの変化に対して Elsevier がどのように対応しているかについて触れたいと思います（図5）。先ほどご説明したように、著者がどの出版モデルを選択したかにかかわらず、研究への即時アクセスを必要とする政策が増えています。また、著者の権利保持や、原稿投稿の段階で特定のCCライセンスやエンド・ユーザー・ライセンスを著者が適用することにも焦点を当てることができます。これらに対する私たちの明確な返答は、ElsevierはゴールドOAを通して著者が研究をすぐに公開できるようにするということです。これが研究への即時アクセスを保証するための持続可能で拡張可能なメカニズムであると私たちは考えています。

ゴールドOAの下では著者が著作権を保持しているため、権利の問題はなく、エンド・ユーザー・ライセンスに関する選択肢を持っています。また、出版モデルに関係なく、必要に応じて研究データを共有することもできます。

Elsevier が実際にオープンアクセスをサポートしているという事実が焦点を当てることが非常に重要です。



(図5)

私たちは 750 以上のフルゴールド OA 誌を持っています。また、さまざまな範囲の転換契約もあり、これらはオープンアクセスの目標を実現するために機関との間で締結した商業協定です。購読および出版契約、複合契約など、多くの名前がありますが、全体として 2,000 近くの機関に対し、協定を通じて OA 出版ができるようサポートしています。つまり、持続可能かつ拡張性のある方法でゴールド OA モデルをサポートしており、今後出てくるであろう方針の要件も満たすことができますということです。

公平性について簡単にご説明したいと思います。公平性は、出版モデル、つまり購読モデルとゴールド OA、いずれにおいてもよく語られるポイントだからです。購読モデルについては、人々は研究へのアクセス面での公平性を求めます。ゴールド OA の下では、価格とそのゴールド OA モデルへのアクセスにおいて公平性を見たいと考えます。

購読モデルについて、私たちは COVID-19 危機のような緊急事態の際に、緊急リソースセンターの一部として機能する、グローバルサウスの国々や患者・介護者が購読論文に無料アクセスすることを支援する広範なイニシアチブを持っています。また、先ほどご説明したように、Share Links などのさまざまなイニシアチブを通じて、著者が購読論文を共有することを確実に支援しています。

ゴールド OA では、著者がゴールド OA モデルを選択する手段を確保するため、著者からコスト負担を軽減するための転換的な契約を提供しています。日本にも大学図書館コンソーシアム連合（Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources : JUSTICE）を通じて提案があることをうれしく思います。また私たちは、グローバルサウスの多くの著者に自動的に適用される、免除と割引の大規模なイニシアチブを持っています。グローバルサウスを含む国々において論文出版料金の公正さを保証するため、新しい地理的な価格設定のパイロット版を採用したことを誇りに思っています。

オープンアクセスと OA 出版をする著者への支援策について、私たちの取り組みを少しでもご理解いただければうれしく思います。本日の話がお役に立てば幸いです。

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

研究成果をより広く公開するための ライセンス付与について: CC ライセンス付与の経験から

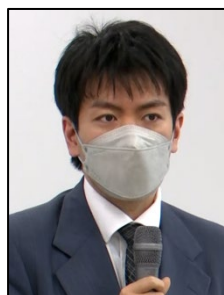
野村 周平

(横浜国立大学)

講演要旨



機関リポジトリに対する論文掲載許諾状況を一覧形式で掲載している学協会著作権ポリシーデータベース(SCPJ)について、2022年12月26日、更なる利活用を促進するためにライセンスを設定した。内容は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止 4.0 国際(CC BY-ND 4.0)と、CC BY 4.0に基づいた独自ライセンスを同時に設定するデュアルライセンスという形式である。本講演では、ライセンス付与の意義と実際にライセンスを設定するに当たり検討した事項について情報共有する。



野村 周平

横浜国立大学附属図書館職員、JPCOARコンテンツ流通促進作業部会副主査SCPJチーム担当。非正規雇用職員として公共図書館にて勤務の後、2020年4月より東京大学工学・情報理工学図書館に配属を経て、2022年4月より現職。2022年12月、学協会著作権ポリシーデータベース(SCPJ)にCCライセンスを設定した。

私は横浜国立大学附属図書館のリポジトリ実務担当と、2023年度のオープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)にてコンテンツ流通促進作業部会の副主査、学協会著作権ポリシーデータベース(SCPJ: Society Copyright Policies in Japan)チームの取りまとめ役を務めています。今回は、SCPJにライセンスを付与した経験からこの場にお呼びいただきました。これから研究成果を公開するに当たり、ライセンス付与が重要なトピックとなると思われますので、私の知見が皆さまのお役に立てば幸いです。

WEKO3におけるライセンスの扱い

まず、現在多くの機関リポジトリで使われているWEKO3におけるJAIRO Cloudの仕様について、ライセンスとの関係を確認いたします。図1の上部は検索

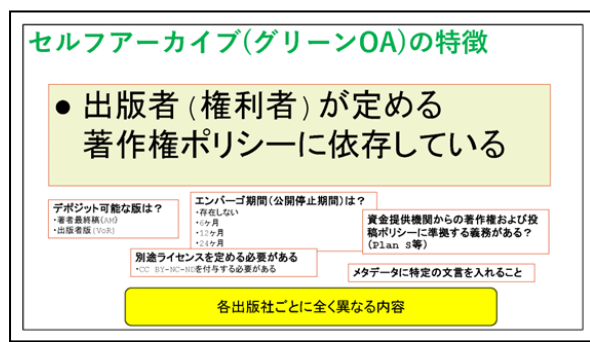


(図1)

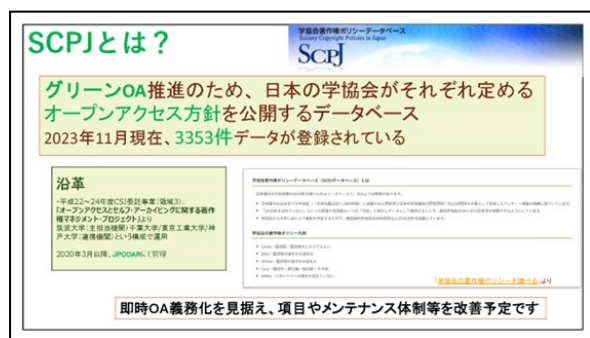
画面、下部が個別アイテム内のメタデータの画面です。WEKO3 ではライセンス内容がきちんと表示され、ライセンスでも検索できるようになっているため、ライセンスの有無が検索結果に直接関与します。つまり、データベースの設計上、ライセンスが付いていないものは最初から閲覧しないという性格のユーザーが想定されているわけです。個人的にこの点が大学図書館の一リポジトリ担当として皆さんと共有したかった部分です。より多くの人に研究成果を共有するためにはライセンスの設定が必要である、なぜならデータベースがそのような設計となっているということです。2023 年 11 月現在、CiNii Research にはライセンスでの検索項目がまだないと記憶していますが、恐らく今後実装されるのではないかと考えています。

SCPJ の意義と概要

SCPJ について説明する前に、機関リポジトリごとに行っているセルフアーカイブ（グリーン OA）の特徴についてお話しします（図 2）。セルフアーカイブは各権利者が定める著作権ポリシーに依存していますが、著作



(圖 2)



(圖 3)

権ポリシーは多岐にわたる複雑なもので、出版社ごとに内容が全く異なっています。そのため、機関リポジトリ運営者はそれらを一一つ確認する作業が必須となります。私が所属する JPCOAR の SCPJ の意義は、まさしくこの著作権ポリシーの確認作業の負担軽減にあります。

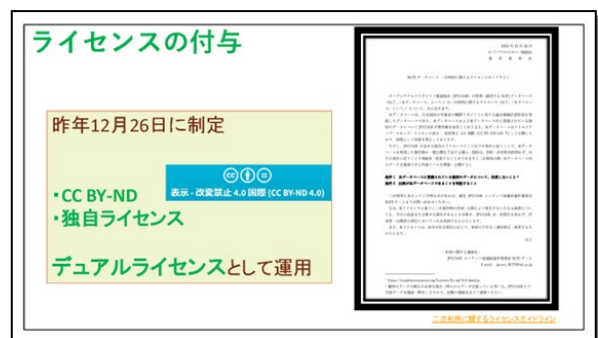
機関リポジトリ担当者以外の方々では SCPJ の知名度はあまり高くないと思いますので、概要をご説明します (図 3)。SCPJ は、グリーン OA 推進のために、日本の学協会がそれぞれ定めるオープンアクセス方針についてアンケート調査を行い、その回答を公開しているデータベースです。2023 年 11 月現在、3,353 誌の OA 方針が登録されています。2025 年の即時 OA 義務化を見据えて、項目やメンテナンス体制等を改善していく予定ですので、皆さまからご意見等がございましたら、ぜひ賜りたいと存じます。

SCPJ のライセンス形態

では、本題であるライセンス付与の話に移ります。

2022 年、SCPJ そのものにライセンスを付与しました（図 4）。クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）のうち CC BY-ND と、コンテンツ流通促進作業部内部会で定めた独自ライセンスとの 2 本柱で運用することとなりました。CC ライセンスに詳しい方は、ここで ND が付いていることに疑問を感じられたかもしれませんが、実際に付与した立場から、検討に当たってどんな要素を意識したのか共有したいと思います。

まず、基本的なところからご説明すると、クリエイティブ・コモンズは、データベースもライセンス付与の対象としています。クリエイティブ・コモンズ・ジ



(图 4)

ジャパンの Web サイトの FAQ には、「ライセンサーが詳しく記述する場合を除き、CC ライセンスではデータ／データベースの違いを区別していません」と記載されています(図 5)。著作権法は本当に複雑で私もあまり詳しくないのですが、現在の日本の著作権法では、データベースは保護されるものの、個別のデータについては基本的に保護されないと解釈されています。CC ライセンスに関しては、データベースも個別のデータも同じように取り扱われます。司法の場合において実際どのように解されるかはともかく、データ単位で取り扱いの希望について意思表示できる点がツールとしての大きな特徴だと考え、検討を行いました。

ライセンス付与に当たっての検討内容

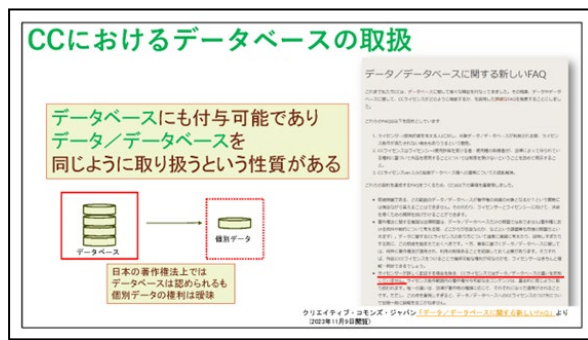
私たちは、SCPJ の想定される利用形態と CC ライセンスの特性についてそれぞれ検討しました。

想定される利用形態としては、まず島根大学の SCPJ データを直接利用した検索ツールが挙げられました(図 6)。これは実際に CC ライセンスを検討する前から公開されていたものです。また、実際には利用

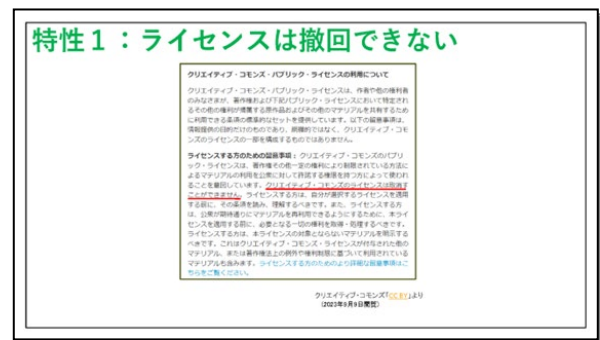
されていませんが、日本語版を翻訳した中国語版の SCPJ や、SCPJ に登録されている特定の学問内の個別のデータを別のデータベースに流用するという形態もライセンス検討の際には想定しています。現在 SCPJ に記載されているデータの性格として、リポジトリ登録にあたって国内のさまざまな機関において参照されることが想定され、著作権の侵害にも関わりうるものであり、正確性が必要なデータであることから、いずれの場合であっても、データの同一性をどうしても保持したいという考えがあり、CC BY とするか、CC BY-ND とするかについては、JPCOAR 作業部会内でも意見が大きく分かれた箇所となります。

CC ライセンスの特性は複数ありますが、一つは撤回することができないという点です(図 7)。これは、クリエイティブ・コモンズが調停機関ではないため、著作権法の問題が発生した場合どうするかという点を踏まえて、CC BY として設定した場合の検討に当たりかなり気を付けた部分です。

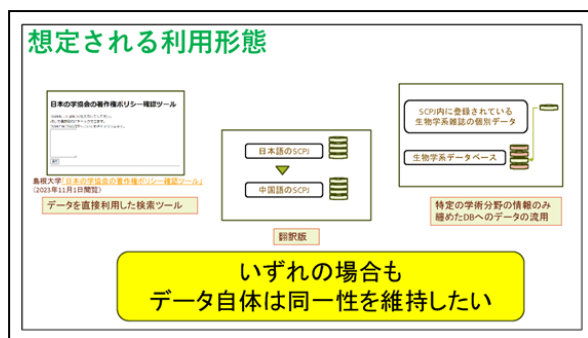
二つ目は、ND ライセンスの付いた出版物はオープンアクセスではないという特性です(図 8)。クリエ



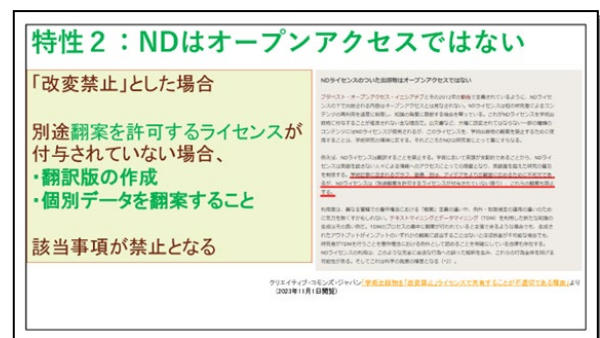
(図 5)



(図 7)



(図 6)



(図 8)

イティブ・コモンズ・ジャパンの Web サイトには、「ND ライセンスは翻訳することを禁止する」という記載があり、別途翻案を許可するライセンス等が付与されていない場合は、翻訳版の作成や個別データの翻案などが全て禁止事項となります。データの利活用自体を歓迎している場合でも、ND ライセンスがあるとデータの改変を禁じる代わりに、翻訳版を作成することができないことになります。

SCPJ のライセンス検討から離れて、学術出版社に論文を投稿する際に、CC BY-NC-ND で公開する場合や、CC BY で公開する場合は一般的に APC を支払って公開する形にしていると思いますが、ND ライセンスがオープンアクセスでないことは意識するべき点であると野村は思います。

三つ目として、ライセンスを複数設定してもよいという点も CC ライセンスの大きな特徴です（図 9）。クリエイティブ・コモンズ・ジャパンの Web サイトに先行事例として、クリプトン・フューチャー・メディア社の独自ライセンスであるピアプロ・キャラクター・ライセンス（PCL）と CC ライセンスの CC BY-NC が非営利でのライセンスとして紹介されています。このような事例があるのであれば、島根大学のように既に公開されているものを ND にすることで公開できなくなるのは問題だということもあり、私たちも複数のライセンスを設定する方向で検討を進めることになりました。

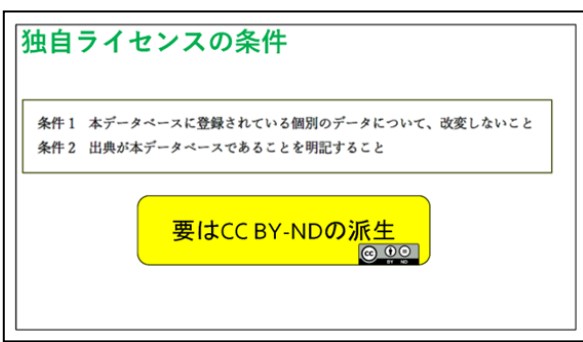
私たちが作った独自ライセンスの条件は、シンプルに次の 2 点を遵守することです。条件 1「本データベースに登録されている個別のデータについて、改変し

ないこと」、条件 2「出典が本データベースであることを明記すること」としました（図 10）。特定の部分についての改変を禁止するという、つまり CC BY-ND の派生になりますが、可能な限りデータの利活用を推進しつつ守るべきは守るという意識で検討を進めることになりました。

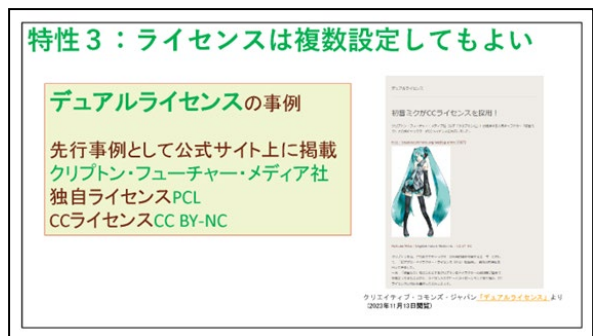
研究活動のこれからの潮流

今後は研究活動がよりオープンになることが世界的に求められると思います。ライセンス付与もオープン化の一環です。情報流通に関わる一図書館員として、私はこの潮流を歓迎したいと思います。ただその際には、研究データ管理のオープン&クローズ戦略のように、特定のデータはオープンにして特定のデータはオープンにしないというデータの取り扱いについて感覚を持つことも大切だと思います（図 11）。

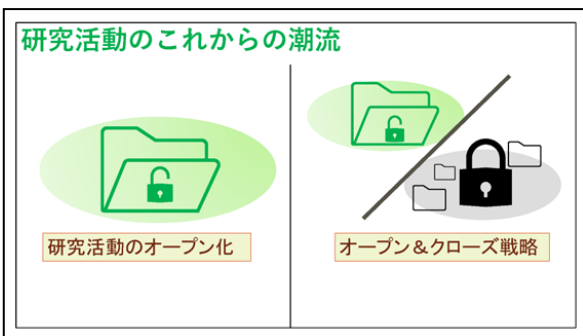
正直なところ、今日の研究データ管理や潮流の大きな変化は、研究者からするとやや負担感が強いだろうと感じています。ただ、全てを公開しなければならないわけではありません。研究成果の一つとして個別の



(図 10)



(図 9)



(図 11)

データ一つ一つを取り上げ、その取り扱い方を考えてみようと思えた方がより建設的なのではないかと考えます。そのためにも、データをどのように管理するのかというデータマネジメントの概念を一人一人が意識していくことが重要であり、その意識が後のトラブルを防ぐことにもつながると考えます。私たち SCPJ で設定したライセンスと CC BY-ND とのデュアルライセンスという、より緩いライセンスでの運用は、そのバランスを考えたライセンス設定を行えたのではないかと手前みそながら考えています。

最後にわれわれ図書館の役割について改めて捉えたいと思います。図 12 の右下は、京都大学副学長の引原隆士先生による研究のライフサイクルの図です。一番後ろに位置している「研究成果の公開」に関して、図書館およびリポジトリ管理者は主体となって支援することができます。ただこれは、あくまでも支援であり、公開の主体となることはできません。研究成果をどのように公開するかという権利は、実際に研究する人のものですので、研究者一人一人が自身の研究成果をどう取り扱っていきたいのか意識を持ていただくと、図書館員として大変助かります。各自がそのような意識を持つことこそがグリーン OA のさらなる推進につながり、研究成果を社会全体に還元することにもつながるのではないかと考えます。

図書館員としての CC ライセンスへの要望

蛇足ですが、パネルディスカッションへの話題提供を兼ねて、リポジトリ担当として、こういうライセンスがあるとうれしいと考えていることを共有させてい

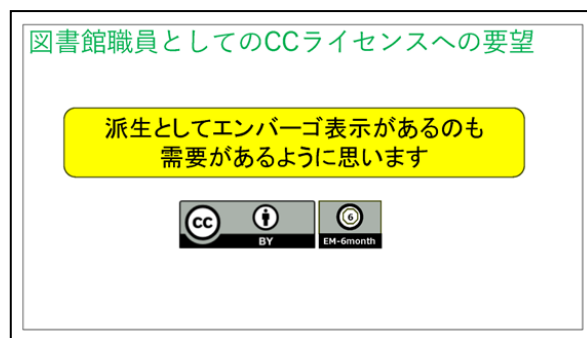
たきます。

それは、CC BY の 6 カ月エンバークです (図 13)。中央の数字を変えると 6 カ月以外にも対応できるもので、個人の規模で運営している中小規模の学会誌などが、一定のエンバーク期間終了後に CC BY として公開したいというケースを想定したライセンスです。2.1 から 4.0 への改訂ではライセンス表示をより国際的で簡潔なものにしており、その流れには反していると思いますが、さまざまなニーズの下でライセンスをどう付与するか検討されている権利保持者は多くいらっしゃると思いますので、一例として挙げました。

自らの研究成果について、どのような戦略の元に公開したいのか、今後は意識していきましょうということで、私の発表をまとめたと思います。



(図 12)



(図 13)

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

アメリカにおける権利保持の現状

Jennifer Beamer

(The Claremont Colleges)

講演要旨



本講演では、アメリカにおける権利保持の現状と将来について概観を報告する。権利保持とは、知的財産、デジタルデータ、個人のプライバシーなどの様々な権利について、個人や団体がその保有や管理に関する権限を維持することを意味する。また、権利保持の重要性について、これまでの経緯と今後の展望を述べる。2022年の米国大統領府科学技術政策局（OSTP）覚書に備える上でも、権利保持の現状を理解することが必要と考える。

Jennifer Beamer

米国カリフォルニア州クレアモント・カレッジ、学術コミュニケーション&オープン出版サービス部長。フルブライト研究員としてNIIに在籍（2023～2024）。オープンアクセスとオープンインフラを提唱。博士論文では、北米SPARCと日本の各団体がどのようにオープンアクセスのインフラを支援しているかについて研究。北米SPARC運営委員会メンバー。SCELC（Statewide California Electronic Library Consortium）の学術コミュニケーション委員会およびIR分科会の元委員長。Association of College and Research Libraries（ACRL）の学術コミュニケーションロードショーでプレゼンターを務める。SPARCオープンエデュケーションプログラム（2019～2020）およびOpenCon（2014年・2016年）修了。ハワイ大学マノア校で図書館学修士および情報コミュニケーション学博士を取得。図書館員としては、教員らが様々な方法でオープンアクセスに参加できるような政策の研究と提言に取り組んでいる。



SPARC Japan には、ライセンスの権利に関するこの重要なイベントにお招きいただき感謝しています。今回は、米国における権利保持の現状について話すためにお招きいただきました。2022年の米国大統領府科学技術政策局（OSTP）覚書を踏まえ、米国で現在何が起きているのか、そして将来はどうなるのかについてお話しできることをうれしく思います。

権利保持はなぜ重要か

OA ポリシーの複雑な状況がある中で、大学側が不必要なコストをかけずにコンプライアンスを確保しようとする一方で、助成機関は出資した研究に即時OAをますます要求するようになっていきます。しかし、こうした文脈の中で、権利保持は強力な手段として登

場しました。権利保持によって、研究者は APC（article processing charge）を負担することなく、研究成果を購読型ジャーナルでオープンに出版できるようになります。これは予算重視の大学にとっても魅力的な方法です。

一方で、この方法は出版社の確立されたビジネスモデルを脅かす可能性があると考えられています。権利保持をめぐるのは助成機関と出版社との綱引きがあり、研究者はしばしばこの継続的な交渉の渦中に巻き込まれることになります。私がここに提示した提言から、研究の共有によって数多くの世界的課題を解決するためには、この交渉が非常に重要であることがお分かりいただけるかと思います。そして、米国では多くの図書館員や研究者がこれらの提言に賛同しています。

ハーバード大学とプラン S の権利保持戦略

それでは、米国での権利保持をめぐる状況は、最近までと現在でどうなっているのでしょうか。米国における著者の権利に関する交渉を受けて、多くの機関が著者の権利を保持する方法としてハーバード大学の OA 方針を取り入れ、現在も採用しています。ハーバード大学の教授陣は、自身の将来の学術論文に対する非独占的権利を大学に与えることを投票で決定しました。そして大学側も教授陣に対して同じ権利を認めました。2022 年の時点で、米国には権利保持に基づく 81 の OA 方針が存在しており、その大半がハーバード大学の OA 方針を模倣したものです。

このハーバード大学の OA 方針による対応は現在も存在し、研究者に対して、営利目的で論文を販売しないことを条件に、自身の学術論文全てについて著作権上のあらゆる権利をメディアを問わず行使するための、非独占的かつ取り消し不可で、支払い済みの世界的なライセンスを付与し、また、他者にも同様の行為を許可することを求めています。著者はこれらの条件の下で、アクセプトされた論文の複製を配布用としてリポジトリに提供することができます。非常に重要なことは、研究者がオープンアクセスを希望しない出版物については免責事項が適用できることです。ハーバード大学の OA 方針が発表されてから数年間で、商業出版社は、ゴールド OA を繁栄させて権利保持方針の採用の流れを食い止めるような多くのビジネスモデルの考案に成功しました。

そこで、2021 年には、cOAlition S が「プラン S」を作成しました。プラン S は主に欧州の機関や著者に利用されていますが、米国にも直接的影響を与えています。オープンアクセスを基本とし、例外として購読型のアクセスも認めるというハーバード大学の方針とは違い、cOAlition S の権利保留戦略には、エンドポイントを CC BY による即時 OA とするためのより複雑な条件のリストが設けられています。

プラン S の戦略では、研究者は料金を支払うことなく CC BY でリポジトリに OA 出版ができます。その

ため、これは cOAlition S の助成機関の多くが拠点とする欧州において新たな関心を集めています。投稿原稿に必ず添えるよう、権利保持の意思を伝える文書を出版社に提供する助成機関もあります。

もちろん、米国で採用されている方法は他にもたくさんあり、この短い時間では紹介しきれないほどです。例えば、著者の交渉、著者のアデンダム、機関の知的財産の作成、方針およびコンプライアンス方針の作成があり、それらを混合したハーバード大学の OA 方針とプラン S などがあります。詳しくは、Peter Suber 氏の名著『Methods of Rights Retention』をぜひお読みください。

連邦政府の権利保持

研究者がハイブリッド誌に投稿しようとする場合、権利保持は米国の学術機関により奨励されてきました。例えば、APC やゴールド OA によって各論文をオープンアクセスにする購読誌だけでも、研究者にそのための資金がない場合です。長年の方針により、連邦政府機関は、連邦政府の資金で作成された著作物について、連邦政府の目的のために広く利用したり、他者が同様に利用することを許可するライセンスを既に得ています。この連邦ライセンスにより、政府機関は連邦の目的のために著作物を広範に使用し、他者にも同じ権限を与えることができます。恐らく、連邦政府のこの方針は、パブリックアクセス可能な学術出版物の複製の提供を義務付けるために必要な権限を既に与えているでしょう。

しかし大学によっては、学術著作物の著作権を大学ではなく個々の著者に帰属させることで、この方針をさらに知的財産方針にまで広げているところもあります。このような大学著作権あるいは知的財産方針の多くには、既定の権利分配を変更することでライセンス要件の遵守を可能にする条項が既に含まれています。通常これは、大学が助成金の下で作成された著作物の全権利の所有権を明記するか、助成金や契約の義務を果たすために必要な権利の一部を大学が保持すると宣

言することで達成されます。

このような知的財産権に関する方針は、実際に読んでみる方が理解しやすいと思います。そこで、テキサス大学とスタンフォード大学の2例をご用意しました。また、ウィスコンシン大学の、ポリシーやライセンスを遵守するために記入が必要な書類の形式もご覧いただけます。

今後求められるもの

私の大好きな映画「バック・トゥー・ザ・フューチャー」ではないですが、将来について見てみましょう。皆さんは SPARC Author Addendum についてよくご存じかもしれません。これは、オープンアクセスの初期に政府からの出資を受けた研究者のために考案された実に素晴らしいツールです。一般的に、出版社との交渉の際にこのアデンダムを適用します。このツールは論文をオープンライセンスにしたいと考える全ての著者にとって、非常に重要なものとなりました。

一方で問題となるのは、このようなツールの使用は、研究者に全ての責任を負わせてしまうことです。将来を見据えて、研究者・各種機関・出版社がプロセスの早い段階でどのように権利を主張するかについて、現在分かっている慣行から学ぶことができます。研究者が権利を主張することを奨励したい場合は、研究者が権利を主張できるよう支援する必要があります。例えば、テキストマイニングやデータマイニング、AIなどに科学論文を十分に活用できるようにするためには、完全な再利用権が必要であることを何らかの形でポリシーや政府機関の要件に組み込む必要があります。またそれを超える権利も必要であり、それにはデータも含まれますし、論文を公開リポジトリに投稿できる法的資格も不可欠です。そしてこれらの方針は、著者が事後的に権利を主張するのではなく、学術論文を作成する時点で組み込まれる必要があるのです。アウトプットには完全な再利用権が必要となります。

SPARC North America のガイドンス文書

SPARC North America は、出版社との契約において個々の著者が自らの権利を主張することが困難であると認識し、クリエイティブ・コモンズやオーサーズ・アライアンスを含む米国の複数の法律専門家との協力の下、OSTP 覚書を踏まえた連邦政府機関向けのガイドンスをまとめました (Compliance Steps to Ensure Public Access with Reuse Rights: <https://sparcopen.org/wp-content/uploads/2023/08/Public-Access-with-Reuse-Rights.pdf>)。

先ほどお話ししたように、米国には連邦政府の目的のためのライセンスがあります。これは、連邦政府が資金提供した研究の成果物を、連邦政府の目的のために複製・出版・その他の方法で利用し、他者にもそれを許可する、ライセンス料無料で非独占的かつ取り消し不能な権利を政府が留保することを意味します。

SPARC North America が作成したこの文書は、公的資金を受けた学術出版物が、著作権法および 2022 年の OSTP 覚書による米国民と科学コミュニティへのアクセシビリティを確実に遵守するための推奨事項を提示しています。この文書では、助成対象者が査読済みの学術出版物に遅滞なくアクセスできるようにするため、方針や契約書の文言を使用することを提案しています。連邦政府機関は既にこれらのライセンスを保有しており、その目的のために活用できます。

さらに、公的アクセス権を強固なものにするために、助成先から追加の著作権ライセンスを取得し、そのライセンスを機関のアクセス義務に合わせて具体化するよう機関に助言しています。契約の文言は、その機関に対し出版と同時に追加ライセンスを付与し、著者の契約との抵触から保護します。

加えて、パブリックアクセス可能な学術出版物にこれらのライセンスに関する情報を含むこと、理想的には著者またはリポジトリ管理者が添付する標準化されたテンプレートの使用を推奨しています。ガイドンス文書では、テンプレートの使用や、各種機関、将来のリポジトリでの使用に関する全ての提案も見ることができます。

連邦政府機関へのパブリックコメント

重要なことですが、SPARC のガイダンスでは、リポジトリの寄託義務やメタデータの要件など、2022 年の OSTP 覚書の全ての側面を網羅しているわけではありません。しかし、これらの側面は、米国連邦政府機関が計画に対する一般からの回答を求め、受け取り続ける中で対処されており、今後も同様に対処されるでしょう。

SPARC North America は、2022 年の覚書に基づいた計画が発表されるたびに連邦政府機関にパブリックコメントを提供しており、それらの計画やコメントは SPARC North America の Web サイトで読むことができます (<https://sparcopen.org/our-work/2022-updated-ostp-policy-guidance/>)。多くのコメントは、特に十分なサービスを受けてこなかったコミュニティやキャリアの浅い研究者のために、ポリシーを確実に更新し、科学的記録の出版とアクセスの両方における公平性を保証すべきである点を強調しています。

SPARC North America のパブリックコメントの 3 ページ目にその一例があります (<https://sparcopen.org/wp-content/uploads/2023/08/SPARC-NASA-RFI-Comment.pdf>)。

SPARC North America は NASA に対して、金銭的な障壁のないコンプライアンスオプションの利用可能性を明確に強調することを提言しています。また、コンプライアンス上不要であるにもかかわらず著者が OA 料金を追加で支払うよう促される可能性があることを明確にし、出版社からのいかなる請求もコンプライアンス料ではなく出版料であることを明確にすべきであるとも提言しています。著者がコンプライアンスと APC を混同しないことが重要なのです。

また、図書館や他の研究機関が運営する機関リポジトリでは、著者に料金を請求しない、または論文や原稿の寄託を請求しないリポジトリも推奨されています。このような推奨によって、私たちはより良い権利保持の未来を築くことができるのです。

終わりに

米国の権利保持の現在と将来についてのご清聴いただき、ありがとうございました。本日はとても有意義な時間を過ごすことができました。米国全体を代表してお話することはできませんが、個人的には、論文出版エコシステムには非常に多くの出資者の方々に関わっていただいていると感じています。学術出版社、営利・非営利組織、図書館、大学、学協会、そして一般市民が対話することで、受理された論文を即座に共有できる、より公平な学術コミュニケーションシステムが実現することを願っています。

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

前半質疑応答

鈴木 康平	(人間文化研究機構)
赤池 伸一	(内閣府 / 科学技術・学術政策研究所)
久保田壮一	(科学技術振興機構)
Victoria Eva	(Elsevier)
野村 周平	(横浜国立大学)
Jennifer Beamer	(The Claremont Colleges)



●質問(鈴木様) 1.大学や助成機関による権利保持ポリシー、2.ジャーナルの投稿規定、3.ジャーナルの利用許諾契約、4.著作権や二次出版権などの法律、どれが最も効力として強いのでしょうか。ケース・バイ・ケースなののでしょうか。

●鈴木 ケース・バイ・ケースというのが答えです。欧州では、二次出版権について規定がある場合、上書ができないと条文に書かれているケースが多く、その場合はジャーナルの投稿規約などに「公開できない」と書かれていても、それを超えて二次出版権が働くと思います。従って、二次出版権がある場合は二次出版権が一番強いのではないかと思います。

ただ、二次出版権は、結局その国の制度ですので、国外に向けて公開する際に果たして本当に効力があるのかという懸念や、法律の管轄地をどこにするかという問題も出てきます。例えば米国の出版社の契約で、「カリフォルニア州の法律に準拠する」と書いてあると、二次出版権で本当に大丈夫なのかなど、いろいろとあります。

また、二次出版権は恐らく即時 OA に対応できません。著作権の枠組みで二次出版権に対応するには、ある程度経済的な補償も必要になると思われますので、最低でもエンバーゴは設けなければならないのではな

いかと考えます。

●質問(赤池様) 論文および根拠データの学術雑誌への掲載後、「即時に」機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付け、となっていますが、「即時」の範囲定義をご教示ください。

●赤池 「即時」がどの程度の意味を持つかは、ファンディングエージェンシーや大学、機関リポジトリを運営する上では NII などの関係機関で丁寧に議論しなくてはいけないと思っており、今まさに検討中です。各国でも「即時」の意味するところは若干幅があります。

ただ、基本的な思想として、例えば時間的余裕などのフィジカルな部分は当然合理的に認められるべきです。研究者や出版社によらないもの、どんなことがあっても無理なものという意味での時間的経過は、許容せざるを得ないと思います。米国では without embargo という言葉が使われていますが、ニュアンスはそれに比較的近いのではないかと思います。それでもやはり実務的には幅があると思いますので、引き続き検討したいと思います。

●質問(久保田様) J-STAGE の論文には「オーブ

ンアクセス」と書いているものの、CC ライセンスがなく再利用できるのか分からないものがあります。ライセンスの整備は各学会が行っているのでしょうか。

データの FAIR 原則のように、OA 論文にもライセンスを付けるような動きはあるのでしょうか。

●久保田 J-STAGE の論文については、フリーにアクセスできるものが9割以上とご紹介していますが、ご質問にあるとおり、フリーでアクセスできるけれども二次利用がどこまでできるか明確に示されていない論文が数多くあります。

J-STAGE では、オープンアクセスの定義を利用規約の中で示していますが、「この論文はオープンアクセスである」という印は学協会等の発行機関側で付けられるシステムとなっています。ただ、その表示は現在任意としているため、不明確な状態の論文が数多くあることは認識しております。発行機関にはライセンスを付けるようご案内していきたいと考えています。具体的な時期は明確ではありませんが、今後の方向性としてはそうなっていくと考えています。

●質問 (Eva 様) 出版社によっては、CC BY ライセンスと CC BY-NC-ND ライセンスで APC が変わることがあります。一般的に出版社にとってライセンスコストはライセンスごとに変わるのでしょうか。

●Eva 大半の出版社は、通常、ライセンスごとに異なる価格を請求することはないと思います。一部の出版社はまだこの慣行を採用しているかもしれませんが、時間の経過とともに減少しつつあります。これは Elsevier が行っている慣行ではないことを明確にしておきたいと思います。私たちは、さまざまなライセンスに異なる価格を請求することはありません。

別のプレゼンテーションからのコメントに対してですが、Elsevier を含む主要な出版社は通常、コンプライアンスに追加料金を課さないことに留意することが重要です。私たちの料金は、主にゴールド OA モデル

の下で出版するための支払いに関連しており、それが著者や機関が目にする APC です。

●質問 (野村様) 学協会著作権ポリシーデータベース (SCPJ) の登録情報を Sherpa Romeo に反映するという試みはないのでしょうか。ライセンス情報は機械可読情報として流通しており、今後 AI ツールの発展に従ってますますその傾向は顕著になると思われます。DOAJ (Directory of Open Access Journals) に掲載されない日本の学術誌のように、可視性・可用性が低下すると思われますが、いかがでしょうか。

●野村 まさしくそのとおりです。SCPJ については、大学からオープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) に移管するタイミングでも Sherpa Romeo にデータを収載した方がよいのではないかという議論がありましたが、予算等の都合で 2020 年当時一度断念した経緯があります。ただ、機械可読情報として流通していて、今後収載することで大きな効果が見込めるのは間違いないので、今後の検討課題として考えたいと思います。

SCPJ 周りについてご意見等がございましたら、JPCOAR の公式ホームページ上で SCPJ チームのメールアドレスを公開していますので、ご連絡いただければと存じます。

●質問 (Beamer 様) 鈴木様の講演で、「ハーバード大学は、OA ポリシーによる事前ライセンスを理由として、ジャーナルが論文掲載を拒否した事例は聞いたことがない、としているが、単にオプトアウトしているだけでは」とのご意見でした。実際にどのようなになっているか、ご存じでしたらご教示ください。

●Beamer 鈴木さんと同様、権利放棄を認めない出版社や大学を私は知りません。通常、ハーバード大学の協定では、教員の出版を許可し、必要な期間だけオープンアクセスのエンバーゴを設けています。教員は米

国で大きな影響力を持っており、ハーバード大学のオープンアクセス方針は教員に必要な時間を与えています。

しかし、OSTP 覚書によって、私たちはこのような方針を再考する必要があるのではないのでしょうか。私たちの大学では、将来像を議論し始めています。これからはエキサイティングな時代であり、私は今後起こることをとても楽しみにしています。

●質問（赤池様） OSTP は「パブリックアクセス」、内閣府は「オープンアクセス」という言葉を使っており、求める内容が異なるように感じていました。パブリックアクセスは「アクセスの保証」のみですが、オープンアクセスは再利用可否の定義と不可分と理解していました。そのあたり、内閣府内での整理がありましたら補足いただけますと幸いです。

●赤池 パブリックアクセスとオープンアクセスの違いについては非常に悩ましいところです。実は G7 のコミュニケを作成するときにも、欧州、米国、日本の間でかなり議論をしました。結局はオープン&パブリックアクセス権なのですが、日本の場合は正直そこまでの厳密な定義をしておらず、これまでオープンアクセスという言い方をしていたのでそれが残ったということです。

ご質問の整理のとおりかどうか分からないのですが、国民の目から見て、研究成果が利用できるという方向に矢印が向かうべきだという意味では、比較的米国の考え方に近いのではないかと思います。ただ、これも実は各国で幅がありますし、日本は日本のしっかりした定義を考えていく必要があると思います。日本語の「オープンアクセス」を英訳したときにどの範囲を指すかについては、もう少し精密な議論が必要だと思います。

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

パネルディスカッション

林 賢紀	(国際農林水産業研究センター)
山形 知実	(北海道大学)
鈴木 康平	(人間文化研究機構)
八塚 茂	(製品評価技術基盤機構)
小野 浩雅	(情報・システム研究機構 ライフサイエンス統合データベースセンター)
小池 文人	(横浜国立大学)
渡辺 智暁	(国際大学 / クリエイティブ・コモンズ・ジャパン)
赤池 伸一	(内閣府 / 科学技術・学術政策研究所)
久保田壮一	(科学技術振興機構)



●林 初めに、本日まで登壇いただくパネリストの皆さまに自己紹介をお願いいたします。鈴木様はご講演時に頂いておりますので、八塚様からお願いいたします。

●八塚 製品評価技術基盤機構 (NITE) の八塚です。以前はバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) で生物系のデータリポジトリを扱っておりました。NBDC では学を中心とするオープンなデータを扱っていましたが、NITE は経済産業省傘下ということで産業のデータも扱っており、ライセンスに関する考え方や文化に大きな違いがあります。本日はそうした観点からディスカッションできればと思っています。

●小野 ライフサイエンス統合データベースセンター (DBCLS) の小野です。私は SPARC Japan セミナー企画ワーキンググループの一員として、アカデミアの研究者という立場で参加しております。本業はライフサイエンス分野のデータベースや Web ツールを効率的に活用するための技術開発です。ライセンスとは密接に関係していますので、皆さんの議論の助けになれば

ればと思っています。

●小池 横浜国立大学の小池です。私は日本生態学会の『保全生態学研究』という雑誌の編集委員を務めており、サブスクリプションからオープンアクセスへの変更も担当しました。OA 化というと、昔は PDF を載せるだけでよかったのですが、今は引用文献リストも必須です。それを使った i10 指標や h-index などが教員の採用・昇任にも使われますし、これをしないと引用されない論文ばかりとなり、日本の研究成果が過小評価されてしまうからです。今後はさらに自動翻訳や AI の学習データとして全文提供もしなければなりません。紙の雑誌の時代と比べると 1.3~2 倍もの手間や労力がかかってしまいます。さらに、APC が数十万円するような雑誌もあり、研究室で払えるのは 3 万円程度ですから、世界で多くの人が困っています。一方で IT 技術を使えばコストダウンできる可能性もあります。J-STAGE などのプラットフォームを使って世界の問題を日本で解決できるのではないかというイメージも持っています。

●**渡辺** 私はクリエイティブ・コモンズ・ジャパンの母体となる NPO 法人の理事として、国際面の諸業務やライセンス周りの業務、問い合わせへの回答やライセンス改定に関わる技術的な検討などを行っています。こちらは無給のボランティアで、本業は国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM）という研究所で、情報通信に関わる政策や情報社会に関する諸課題についての研究をしています。オープンアクセス自体は経験がありませんが、オープンエデュケーションを MOOCs が大流行する直前にやっていました。また、ここ 10 年ほどは、政府が持っているデータをオープン化するオープンガバメント政策やその効果に関する研究も行っています。本日はよろしくお願いたします。

●**林** 皆さま、ありがとうございました。では、質問をたくさん頂戴しておりますので、幾つか取り上げたいと思います。多くが即時 OA に関するものです。即時 OA といわれたとき、どのくらいの早さで、何を、いつ、どんな形で出すのか。ゴールド OA で出すのかグリーン OA で出すのかというところもあります。最初の議論は、何を出せば即時 OA と言えるのかについて、原理的なところで、まず鈴木様からコメントをお願いします。

●**鈴木** オープンアクセス学術誌要覧（DOAJ）の定義では「法的な障壁や経済的な障壁なく」とありますので、単に出すだけのパブリックアクセスは厳密なオープンアクセスではないことになります。原理的には、著作権があるものであれば、例えば CC BY を付けたものがオープンアクセスなのではないかと思います。

●**林** ということは、やはり出版社側がオープンアクセスにすることが必要となるのでしょうか。

●**鈴木** はい。出版社側がゴールド OA から CC BY で出すのはもちろんオープンアクセスですので、それ

は全く否定することではないと思います。

●**林** ありがとうございます。小池様、今までのご経験から、例えば学会等において即時 OA となると、出版社側もオープンアクセスを受け入れなければならないことになるとは思います、学会側での障壁はあるでしょうか。

●**小池** 私たちは出版社を通さずに直接学会で出版していたのですが、一番大きかったのはお金の問題です。私たちの雑誌は学会誌ではなくオプションで購読できる有料雑誌で、年間 200 万円ほどの収入がありましたので、学会としては商業誌としてお金を稼ぎ、それで学会の事業を行うという方向でいました。それがなくなるわけですから、かなりもめました。しかし、実際にはエンバーゴ期間中のオンラインアクセスはほとんどなかったために、もはやオープンアクセスでないと雑誌は存在できないという判断に至りました。

●**林** オープンにするしか道がないと。それは、生態学以外の分野でも同様なのでしょうか。

●**小池** いえ。応用分野には、一つの業界が学会誌を出版しており、実務家も大学の研究者も誰もが購読しているような分野があります。そのような分野であれば、学会員のサブスクリプションで十分成り立つと思います。

●**林** コストを負担している人たちの属性にも関わることですね。

●**小池** そう思います。

●**林** ありがとうございます。そのときのライセンスの在り方としては、やはりクリエイティブ・コモンズが分かりやすいのでしょうか。本日のご講演の中でも、分かりやすい明確なライセンスという言葉が出てきて

いました。

●小池 はい。世界的にも一番流通していますし、CC ライセンスを利用するのが良いと思います。われわれ研究者としては、雑誌を売ってもうけようとは思っていません。使われてこそ意味がありますので、とにかく皆さんに使いやすい方向で出していくというスタンスでいました。

●林 今のライセンスでは使いにくいといった指摘などはございましたか。

●小池 そのような議論はありませんでした。

●林 ありがとうございます。今、ライセンスの話が出ました。渡辺様、クリエイティブ・コモンズの運用に当たって、ユーザーから例えばエンバゴを付けたらどうかといった意見を頂いたことはありますか。

●渡辺 この分野で一番お答えに迷うのが、ライセンスの直接のユーザーである著作者ではなく、ライセンスの下に提供されている論文を使いたいという二次利用者からの問い合わせです。例えば、論文中の特定の図表やスライド資料などが CC ライセンスで提供されているけれども、ND（改変禁止）要素が入っている場合に、その一部分だけを切り取るのはセーフなのか、あるいはそれを別の資料の中で比較的他の部分と混ざり合わない形で使うのは改変に当たるのかという質問には、「何とも言えません」という玉虫色の回答になってしまうことがあります。

こう答えるべきだというご意見があればぜひ鈴木先生にお伺いしたいところですが、実は何が改変に当たるのかはそれほど明かではありません。文章を他の文章と組み合わせる場合は分かりやすいと思うのですが、スライド資料や図表などのモジュール化されているコンテンツは、何が改変で何が部分複製なのかという解釈に困ることがあります。その点でも、ND 要素

はあまりお勧めできません。

●林 改変といったとき、ユーザーがその範囲を決めかねる場合があるということでしょうか。

●渡辺 そう思います。ちなみに、クリエイティブ・コモンズのグローバルなコミュニティの中で長らく評判が悪いのは NC（非営利）の方です。いつどのような状況で商業利用が成立し、いつ非営利に当たるのかということが非常に曖昧で、グローバルにアンケートを取っても意見がばらばらです。いっそ廃止してもいいのではないかという意見が出るほど難しいのです。ただ、自分の非営利の営みを商業利用者が金もうけのために使って利益を横取りするのは公平感を欠くという感覚を持っている人は多くいますので、ライセンスとして廃止するというのも極端過ぎるのではないかと、ずっと提供はしています。しかし、なかなか運用の難しいところがあります。

●林 なるほど。確かに翻訳等々でしたら明らかに改変というジャッジができるかもしれないですね。では、質問の中にもありましたが、ND が付くと、もはやオープンとは言えないのでしょうか。

●渡辺 講演では、カタカナのパブリックアクセスとオープンアクセスがどの英語に対応するかという問題があると言及されましたが、私はこのことも入っていると思って聞いていました。ブダペスト・オープンアクセス・イニシアティブ（BOAI）であれ DOAJ であれ、国際的には、いわゆるオープンライセンスと呼ばれる CC BY や CC BY-SA はオープンですが、ND、NC が入っているものはオープンではないとされています。これはオープンアクセスの分野に限らず、オープンデータであれソフトウェアなどの他のオープンソースの分野であれ、グローバルスタンダードとして確立されていますので、オープンアクセスで考えてもそうなると思います。

ただ、例えばオープンエデュケーションの分野では、教材のオープン化をどのライセンスで行うのがよいかという議論を 20 年行っていますが、まだ決着が付いていません。NC でもよいという意見は根強くあり、もう少し幅広にオープン化と呼んでもいいのではないかという議論があります。私としては、早くグローバルスタンダードに合わせほしいと思っていますが、理解できないことではないと感じています。

●林 そうすると、NC も付けた途端、真っ黒ではないけれども「あれ？」という部分が出てくるということでしょうか。

●渡辺 はい。NC でも ND でも、どちらかというアウトです。

●林 なるほど。確かに今の日本の即時 OA の文脈では機関リポジトリや J-STAGE Data などの公的なリポジトリに載せようという話ですが、ResearchGate などの商用プラットフォームに載せるとなると、それは NC に違反するのではないかという疑問が生じるということでは聞いたことがあります。

●渡辺 私が聞いた中で結構面倒だと思ったのは、NC が付いているコンテンツを自分のブログに載せたというケースです。「ブログに Google AdSense が入っているのですが、これはアウトなのですか」と言われたそうです。「これをアウトだと言ったら怒る人が半分いて、残りの半分はセーフだと言うと怒るのではないか」と、クリエイティブ・コモンズのファウンダーの方が言っていましたが、そのくらい厄介な問題です。やはり NC は NC でややこしいと私は思っています。

●林 ありがとうございます。鈴木様から何かコメントはありますか。

●鈴木 私も NC、ND はとても難しいと思います。

著作権法の中の非営利ですらどう解釈するのが非常に難しく、それに加えて CC では、日本の著作権法の翻案と CC ライセンスのリーガルコードに書かれている翻案とで少し違う概念になっており、それもなかなか理解が難しいです。英語でオープンアクセスと言うときには、ND、NC は入らないのではないかと思います。BOAI のオープンアクセスが正解なのかについても本来は議論すべきです。パブリックアクセスでも研究はできますし、テキスト・データ・マイニングなども非営利目的なら大抵の国で著作権の制限規定でできます。何の障壁もないオープンにして何がしたいのかということも、本来はきちんと議論すべきだと思います。

●林 ありがとうございます。ちょうど関連の質問が来ています。「CC ライセンスを CC BY-NC-ND で著作権を発行元に帰属させ、商用利用の際の著作権料や利用料を取る学協会もあります。NC・ND をなくして CC BY にした場合、そうした費用を取れなくなるのは、購読料がなくなると同様に学会にとって痛手となり得るのでしょうか」というご質問です。小池様、コメントがありましたらお願いします。

●小池 私たちの学会では、確かにお金も入ることもありましたが、ライセンスクリアランスが面倒でコストもかかる印象でしたので、むしろなくした方がすっきりして、コストもかからなくて良いのではないかと議論でした。

●林 実収入よりも、手間暇のコストを含めて考えると、ということですね。ありがとうございます。

今日はライセンスをメインにお話ししていますが、OA 化に関する質問も届いていますのでご紹介します。「先ほど小池様から、もうオープンにしていくしか道がないのだという意見もありましたが、今オンラインになっていない雑誌も含め、日本中の学会誌を J-STAGE でオープンにしていく支援を JST で行うこと

はお考えでしょうか」。これは JST の久保田様にお答えいただければと思います。

●久保田 学協会、発行機関側で J-STAGE を使って公開されたいということであれば、こちらとしては使っていただければと考えております。

●林 例えば、こんな時代なのだからもっとオープンにすべきだという啓蒙についてはいかがでしょうか。

●久保田 そうしていくのが望ましいとは思いますが、J-STAGE は、データを作って載せるという負担を発行機関側にお願いするシステムとなっています。もちろんサポートはいたしますが、発行機関の側がやる気にならないと難しいと思っています。

●林 ありがとうございます。ぜひサポートを広げていただけると、特に小さい学会などは助かるのではないのでしょうか。ちなみに J-STAGE Data は、小規模な学会の利用はあるのでしょうか。

●久保田 大きな学会に限らず、小さな学会の方にも使っていただいています。データのチェック、メタデータのチェックなど、作業量的にはどうしても増えますので、それを理解した上でお使いいただければと思います。

●林 ありがとうございます。データの話が出ましたので、八塚様にお伺いします。データにライセンスを付ける際、すんなり CC BY を選んでいただけるものなのでしょうか。もちろん、オープンにしたいという意向がそもそもあるかにもよりますが、いかがでしょうか。

●八塚 前職での経験になりますが、そもそもわれわれのリポジトリでは CC BY か CC BY-SA を付けることを原則としていたので、そこを理解した上でご寄託い

ただいた方が多かったと思います。

ただ、第三者が絡む場合、例えばデータを作った先生はわれわれに寄託したいと思っているけれども、その方が退職されて別の機関にいらっしゃるため元の機関に働き掛けてデータを公開する必要がある場合、CC BY が原則と説明すると、NC や ND を付けてほしいという交渉があります。そこを何とか粘って CC BY にするのですが、当事者によってかなり考え方が変わってきます。

●林 ありがとうございます。小野様はこれについて知見をお持ちでしょうか。

●小野 私も八塚さんと長く一緒に仕事をしており、業界的にはかぶるため同じような話になるのですが、われわれバイオインフォマティクス分野では、オープンにしなければ世界に存在しないに等しいという意識があるため、基本的には全てオープンにします。適切なライセンスを付けて、作者のクレジットを表示し、どのようなコーディングがあったかを示すことも必要ですが、やはり基本的には CC BY が多くなります。私自身が付けるときも、ほとんど何も考えずに CC BY を選んでおり、他はあまり選択肢に挙がりません。一方、そこまで丸出しにしない、またはできない分野も当然ありますので、そこはケース・バイ・ケースです。ルールとまでは行かないでしょうが、先行事例を集めて発信していくことだと思います。

ただ、私はこの業界に入って 15~16 年になりますが、最初は浸透していなかったクリエイティブ・コモンズが、今や当たり前に論文にもデータにも付いており、一般化したように思います。これからは、当事者としてライセンスをどう使っていくかという議論を深める必要があるのかなと思います。

●林 データを出す側も、もちろん一定の制限はかけるかもしれないけれども、ぜひ使ってほしいという気持ちが大いということでしょうか。

●小野 そうですね。CC BY になっていれば、きちんとクレジットさえすれば自由に使えるのだという安心感があります。

業界の研究者仲間と議論すると、例えばデータベースや Web ツールを選ぶ上で一つ大きな要素が、ライセンスがきちんと明示してあることだと言います。それが書かれていない、あるいは条件が悪いと、自分の研究で使ってライセンスの問題で全てまたは一部が公開できなくなるという不利益が生じるのが怖いのです。CC BY がベストですが、ライセンスがしっかりと示されていることが重要だという意見が印象に残っています。

●林 ありがとうございます。先ほどの ND の話で引っかかったのですが、例えばあるデータセットの中に細々とデータが存在している状態で「この部分だけ ND」ということはあり得ないでしょうし、データセット丸ごと同じライセンスで、なおかつ使うからには改変はできないというのも現実的ではないのでしょうか。

●小野 使用目的にもよるとは思います。例えば自説をサポートするために公開されているオープンデータを使うことが多いと思いますが、その場合、著作権上の引用のような形であれば、出典をきちんと示せばよいと思います。そのあたりはどうなのでしょう。ND は、何も変えなければよいということでしょうか。

●八塚 独自の解釈かもしれませんが、ND、あるいは少なくとも CC ライセンスは、改変したものを公開するときに適用されると私は理解しています。自分の会社なり研究室で好きなように加工していても問題ないけれども、改変したものを公開することは ND であればできないと理解しているのですが、それでよろしいのでしょうか。

●渡辺 はい。「公開」ではなくて「共有」もしくは「シェア」という言葉を使っていたかと思いますが、バージョン 4.0 ではそのように切り分けていたと思います。ただ、その前段で気になるところが 2 カ所ほどありましたので、少しコメントさせていただきます。

まず、実験データは、先ほど鈴木先生がおっしゃったように著作物ではありませんので、CC ライセンスのような著作権に基づいたライセンスの適用対象ではありません。実験データのテクニカルノートや、何をどう作ったという説明が書いてあるテキストなどは著作物だと思いますので、その部分に ND など何らかのライセンスが適用されることはあるにしても、実験データ自体は、どんなライセンスが付いていようと、実質的には誰でも利用できるパブリックドメインのものであることがほとんどです。それが一つ目の感想です。

それから、例えば改ざんする、無断で複製するというのも、他の理由で止めることはもちろんできますが、著作権法上は止めるすべがありません。アカデミアには、ある意味先進的で見習うべきだと思うところがあります。それはクレジットの付け方です。例えば私が馴染みのある都市社会学分野でよく引用される論文の中には、1900～1910 年ごろに書かれた論文があります。そうすると、当然ながら著作者が死亡して 70 年以上たっていますから、著作権は残っていません。著作権法上は、著作権が残っていない論文に対してクレジットを付ける義務はありません。しかしアカデミアの規範としては、その人のアイデアを盗用しても構わないということには全くなりません。データを使った場合も全く同じで、引用のマナーは法律によってではなく、コミュニティの規範によって裏付けられています。法律がどうあれ、データを使う場合には改ざんしてはいけないし、クレジットは付けなければいけないということで成り立っている世界だと思います。

著作権はパワフルなツールなので、どうしてもそれを使っているいろいろなことを解決しようと動きがちですが、実はそれを持ち込まなくてもできることはたくさんあります。むしろその方が、ND や NC 周りの事情

も含め、変なときに変なところで面倒なことにならずに済むので、良いところもあるのです。

恐らくそうしたこともあって、米国の本家本元の、クリエイティブ・コモンズの法人の公式方針では、データについては CC0 を推奨しています。「もし私に権利があるとしても、私はそれを放棄します」というタイプのツールです。それが一番安心して使えますし、例えば研究の文脈であれば CC0 だからといってデータにクレジットを付けないということはありませんので、そこは法律で担保しなくてもいいだろうという考えからです。

●林 ありがとうございます。だいぶクリアになったような気がします。データについてはそもそも著作権がほぼ成立しないので、推奨としては CC0 であろうということですね。そうすると、自分が取った実験データなり観測データ等々で権利主張すること自体が難しい。逆に言うと、権利主張はできないけれども、著作者ではあるから CC0 が付けられる。そういう議論になるのでしょうか。

●八塚 恐らく、アカデミアの間であれば、CC0 であっても、例えばサイテーションという規約が働きます。ところが、もし相手が企業の場合は、アカデミアが発表したデータを使って何か商品化するとき、果たしてそれでよいのかということは少し気になります。

●渡辺 そこは先ほどお話ししたように、自分が社会に奉仕しようと思って行ったものを搾取されたら嫌だという一般的な規範意識だと思うのですが、著作権法でそこを止めるのは難しいと思います。ただ、今なら「ばれたら炎上するからしない」という企業もあると思いますし、他の社会的な規範も含めたエンフォースメントや制裁の手段が働けば、著作権が働かなくても大丈夫ではないかと思います。ただ、データに著作権を認めるべきなのかという議論はゼロではなく、10年か20年に1度はされているような気がします。

●鈴木 データの権利については、渡辺先生がおっしゃるとおりいろいろ議論があります。EU では著作権とは別にデータベース権というものがあり、データベース権で守られている場合は中身のデータにも一定の保護が及びます。ただ、これは非常に評判が悪く、EU 以外では導入されていませんし、今は EU でもデータベース権が AI などのイノベーションを妨げているのではないかという報告が出されていて、もっとデータを利活用するための法案が議論されているところ です。

著作権で保護されないデータについては、民法でも保護される場合があります。非常に労力をかけたデータベースが丸々コピーされた場合、民法上の不法行為として認められた裁判例が過去にあります。ただ、2011 年の最高裁判決（北朝鮮映画事件）では、著作権法上保護されない著作物については不法行為を認められないとのことでした。下級審におけるこの判決のその後の解釈には学説上異論があり、私も異論側に属していますが、実務上は、著作権が認められないデータベースを丸々コピーすることがあっても法的に保護するのはなかなか難しい状況かと思います。

●林 ありがとうございます。やはりデータについては、議論は多いけれども方向性としてはオープンにできるし、扱う人の利益にも必ずなるだろうということが分かりました。

本日のセミナーのタイトルには「即時 OA」というキーワードが入っていますが、それはいつするのでしょうか。即時というからには早くしないといけません。今の議論からは、学会誌等についてはオープンにする方向性が見えてきていますし、サポートしてもらえ、データも大丈夫そうだということでした。そうなのが残るは商業誌です。Eva さんの発表では、ゴールド OA とグリーン OA がある中で購読モデルもあるので、出版社としてはその持続性を考えなければならないという話がありましたが、購読モデルに投稿したら即時では出せないのではないかと思う方がいらっしゃる

るかもしれません。それを乗り越えるための手段として、二次出版権やその他の契約を先に結んでおけばよいのではないかということです。鈴木様、そのような理解でよろしいのでしょうか。

●鈴木 そうではあるのですが、私としては、権利保持戦略は契約に基づくものの、出版社と著者がそのような契約を結べるかということかなり難しいのではないかと思います。二次出版権もその国でしか適用されませんので、それを条約などにすれば効果はあるかもしれませんが、著作権で解決することは難しいのではないかと思います。

渡辺先生もご指摘されたとおり、著作権で何でも解決しようとするのがそもそも間違っていて、問題の構造が価格高騰なのかということ、また、オープンにすればいいだけならば、それこそプレプリントサーバーに最初にアップロードすることを義務付ける方が早いというのが私の勝手な考えです。

●林 なるほど。確かに、プレプリントサーバーなどを使って次々に出していけば、公開して共有したいという部分は満たされるという議論ですね。赤池様、著作権法の議論や、政府としてそこを乗り越えていくための検討をされているかと思いますが、いかがでしょうか。

●赤池 オープンアクセスの方法については、鈴木先生がおっしゃったようにいろいろな方法があると思いますが、一つの問題は、分野ごとに文化が違っていることです。また、機関を超えて、大学や研究開発法人等でどのように統一的なルールを作るかという点でも少し難しいところがあります。

特に数物系などは「権威ある雑誌に論文を載せなくても、自分たちでプラットフォームを作ってしまういいのではないか」と言われたら、それで終わりです。しかし分野によっては、著者がお金を払ってでも権威ある雑誌に載せるわけです。私はこの仕事を始めたと

きに、なぜ著者がお金を払わなければいけないのかと素朴な疑問を持ちました。そのような慣行が出来上がっていて、それによって採用や昇進なども決まる文化を持っているところもあります。そこに統一的なルールをどれだけ決めていくのか。分野ごとにファンディングエージェンシーも学会も異なる中で、どのような個別ルールを作るかということまで丁寧にブレイクダウンしていくのが、日本としての現実的なアプローチかと考えています。

それから、著作権そのものよりも、誰もが自由に研究成果にアクセスできるための法的関係が何であるかという視点が大事だと思います。単に著作者側が持てばいいといって著作者側が抱えたら何の意味もありません。これらを含め、どのようなインセンティブや対価の構造ができるかをこれからよく議論していきたいと思います。

●林 おっしゃるとおり、分野ごとに違いがあります。パネリストの皆さまは、恐らくオープンにしている分野、あるいはオープンにしたい分野の方々だと思いますが、そうではない分野のお話ができる方はいらっしゃいますか。

●鈴木 法律系はあまりオープンではないと思います。それというのも日本の場合は、(海外大手の)学術出版社ではなく、一般的な商業出版社が出している弁護士や法学部生向けの雑誌に研究者が論文を掲載することが多いです。それも研究者が投稿するのではなく、出版社から依頼されて書いて載せるというパターンが多いのです。そうになると、そもそもオープンにする必要がありません。商業出版で出しているの、オープンにすると売れなくなってしまうからです。それは学術出版も同じかと思いますが、それでも回っているのは、商業出版ですので普通に購入できる程度の安い価格であることがかなり大きいと思っています。従いまして、適正価格で提供されているのであれば無料のオープンを出版社に強制する必要はないのではないのか

と私は思います。

●林 基本的に依頼原稿だから、広く皆さんに見てほしいものでもない、ということでしょうか。

●鈴木 見てほしいとは思いますが、1,000 円や 2,000 円出せば買えますし、図書館はそのぐらいのお金なら出してほしいと思います。

●林 なるほど。ありがとうございます。その分のコストは、購読者が負担しても差し支えない程度で、海外の出版社の雑誌ほど高いわけではないというところでしょうか。山形様、何かコメント等はございますか。

●山形 必要なお金を必要なところに払うということには同意しますが、それが幾らなのか誰も分からないというのが一つ大きな問題だと思っています。ライセンスの話からは少し離れる商業誌であっても、例えば大学に所属されている方であれば、大学の事務方からすると、それは大学の研究成果の一つでもあるという考え方もあると思いますし、公的な助成金を得て行った研究成果が定義付けの中に含まれてくるのであれば、あるいはグリーン OA の範囲になるのかもしれませんが、そのあたりも考えていかななくてはいけないような印象があります。

●林 ありがとうございます。最終的には、見るためのコストを誰が負担するのかということです。ゴールド OA なら、見てほしい著者が負担する。グリーン OA であれば見たい人が負担し、その人たちが優先的に読める方がよいと出版社は言っている。それだと即時にはならないかもしれませんが、分野の違いもあるため、できるだけ早めということです。その意味では、先ほど赤池様が回答されたとおり、「即時」といっても本当に論文がパブリッシュされたその日に出さなければならないわけでもないですし、媒体や分野による違いは当然出てくるという理解でよろしいでしょ

うか。

●赤池 そこはこれから検討したいと思っています。この政策を進めているわれわれは、without エンバーゴという学術プラットフォーム周りの市場環境から出発していますし、日本は残念ながら政策的には後追いです。国際的に成立している慣行にできるだけ追いついていこうという立場ですので、日本だけ特別なルールをとすることは考えていません。ただ、あまり尻抜けにならないように、ファンディングエージェンシー、各関係機関、大学とよく相談させていただき、合理的なものに仕上げてきたいと考えております。

●林 ありがとうございます。渡辺様、何かコメントはございますか。

●渡辺 法学は大変面白い分野だと思いますが、そこを超えて考えてみると、例えば社会科学系の研究者の中には、リクエストを受けて企業向けに講演を行ったり、企業内で回覧される媒体向けに執筆される人が多くいます。それらもオープンアクセスでなければいけないとなったら、企業側としても、執筆してもらっても秘密にできない、うかうか質問もできない、依頼の内容に会社の内情が反映されるとまずいと考えようになります。これが知を豊かにするルートとして良いのかというと、よく分かりません。これも非常に難しいですが、学術的な出版物はオープンアクセスにするべきであるとして、学術的な出版物とは一体どの範囲なのかということのをうまく工夫して決めることで、ある程度解決できるのではないかとも思いました。

法学の先生方では、商業誌も重要だけれども紀要論文がとても重要なのでそちらに書くという方や、海外の論文誌にはあまり書かないという方もいらっしゃいます。国内で学問が閉じているわけではないですが、比較法の観点などをされているので、日本語の中で学問がどんどん構築されていくのです。そのような学問の在り方を全てオープンアクセスのために否定するの

は少しやり過ぎだと思います。それはそれとして、「この範囲は学術媒体ですよ。だからオープンアクセスが適当ですよ」というように進めていくのが良いかもしれません。

●鈴木 ご指摘されたように、法学系では紀要は大変重要です。そもそも法学系は日本で査読を受け入れてくれる雑誌があまりなく、私は数誌しか知りません。ほとんどの研究者は、商業誌に書くか、紀要に書くか、単著なり共著なり本を書いているかという認識です。紀要は今ほとんどがオープンになっていますので、その意味ではオープン化も進んでいると思います。

企業内で書くことももちろんありますので、今回の有識者ペーパーでは恐らくそこを配慮し、範囲を査読付き学術論文に限っています。それによって、企業内で回すものについては除外されるのではないのでしょうか。詳細はこれから決まっていくと思いますが、そう考えています。

一方、公的資金によって生み出されたものを国民に還元するという観点では、それをどこまで正当化していくかはまた難しい問題になるのではないかと思います。

●林 そうですね。公的資金というと、例えばわれわれ大学・研究機関の基盤的な経費である運営費交付金、あるいは私学であれば私学助成金は、どちらも公的なお金です。大学の機関リポジトリでは、例えば民間企業からの投稿分などはどのくらい把握されていますか。

●山形 私は今、大学で機関リポジトリの実務担当をしています。ほとんど見たことがないというのが正直なところです。こちらから Web of Science のデータを抽出して働き掛けもしていますが、先生方の自発的なご提供に基づいて掲載している部分が多いので、見えない成果ではあります。

●赤池 公的資金の範囲には、運営費交付金も私学助成金も全部入るという整理になっています。という

ものの、私の講演でも示したとおり、狭い意味でのオープンアクセスについては、スモールスタートで徐々に広がっていくという考え方をしています。鈴木先生がおっしゃったように、査読付きの学術論文であるということと、公的資金のうち競争的研究費制度については内閣府のホームページ上のリストでは百何十もありますが、そのうち論文を主たる成果とするものはせいぜい1桁です。その成果とは、査読付き論文に加え、その根拠となるデータです。根拠となるデータも、査読のプロセスで公開が求められているデータということで、オープンアクセスがある意味義務付けられ、相当絞られる予定です。絞った上で、徐々に定着させながら広がっていきます。研究開発法人も民間企業も、いずれはそう考えなければならないと思います。

もっと広い研究成果という意味では、今、研究活動のプロセスで生み出される電子的な形の情報は全て研究データと言っています。電子化されていれば、紀要も実験データも観測データも、全部研究データです。運営費交付金であろうと、私学助成金であろうと、民間企業への補助金であろうと、全て公的資金の研究データに入ります。その上で公開、共有、非公開という整理をしていますが、別に公開が良いとは言っていない。意味があってアクセス権を制限し整理すること、あるいは経済的価値を生み出すためにあえてクロードにすること、例えば安全保障も含めて是であると言っており、そのような整理学を与えているだけです。

研究データからは少し外れるかもしれませんが、例えば法学の世界において、ある雑誌の購読者だけに読ませるといった活動を合理的な経済的利益のために行うことは、今の体系においては是とされています。ただ、今はまだ曖昧なところがあるため、より精緻にしていく必要はあると思います。実は先ほどの法律学の話は、ある審議会で法学の先生からよく言われたことで私もずっと答えを考えていたのですが、ちょうど同じ議論が提起され、クリアになって良かったです。少し長くなりましたが、私から体系としての補足をさせていただきます。

●林 まずは競争的資金から、査読付き学術論文から始まるけれども、将来的には広がるかもしれないし、それが筋であろうという理解でおります。ありがとうございます。

赤池様、ちなみに公開する場所は、現在は「機関リポジトリ等」という表現になっています。この「等」の範囲について何かお考えがございましょうか。

●赤池 これも非常に研究者のご関心が高いところで、10 の情報基盤が今かなり議論をしています。極めて大変な世界で、いろいろな大学の FA の方や、NII、JST の担当者とも議論を始めていますが、まずやりたいことは、研究者や図書館や情報システムの方に人的な負担をなるべくかけないことです。皆さん、同じ情報を二つ以上のところに登録することを非常に嫌がります。それは当然無駄ですので、どのようなパスで登録すればよいかを今考えています。

もう一つは、きちんとフォローができるということです。有識者ペーパーにも書きましたが、査読付き論文や研究データが本当にオープンアクセスになっているかどうかをきちんとチェックする証拠は意外とありません。大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) がしているように論文から謝辞でさかのぼる形で推計することはできますが、本当にそれぞれのプロジェクトにおいてオープンアクセスを実現する確実な方法は、実は現時点ではないのです。

もう一つ付け加えますと、100%確実にフォローする方法がないことも確かです。そのため、どうすれば合理的な範囲内でフォローできるかということを考えています。政府の情報基盤はいろいろとあり、機関リポジトリ、NII JAIRO Cloud、J-STAGE、J-STAGE Data、researchmap、e-Rad、さらに識別子 DOI があり、これをどのようなパスでどのような形で登録していただくのが国として最も合理的かということを今まさに考えています。この瞬間では答えがありませんが、研究者がそれぞれの分野の慣行に応じてどこに登録するのが

一番合理的かということと併せて、国として一番良い方法がどれなのかを考えているところです。

説明が長くなりましたが、研究者の方の関心が高い重要なポイントだと思いますので、現在の状況を補足させていただきました。

●林 ありがとうございます。例えばデータにしても NBDC と J-STAGE Data がありますが、両方登録するケースは恐らくないですね。

●八塚 例えば古いバージョンのものは別のところにあり、新しいものはこちらに置くというように、複数のサイトに置くことはあると思います。全く同じものをコピーすること、バックアップとして機能させるためにアーカイブすることもあります。それはあまり合理的ではないと思いますので、全体として一つのデータは一つのところに置くのが望ましいのですが、実際にはデュアルで持っていることもあると思います。

●赤池 技術的な話で恐縮ですが、researchmap は論文を引っ張ってきてくれますけれども、例えば、昔書いた自分の論文の同じものが幾つも引っかかってきます。これは名寄せの問題ですが、要するに、検索の立場からシステムを考えるのか、成果情報として一つと数えるのかによって、システム上の設計思想が大きく異なるのです。評価としてであれば、一つの成果が三つになると困るのですが、検索を考えると、どこかで引っかかる方がいいわけです。それぞれのシステムの設計思想に得意・不得意がありますので、特に NII や JST とよくご相談しながら、もちろん内閣府も e-Rad、e-CSTI を持っていますが、そういうところで合理的な道筋を考えていきたいと思っています。現時点では、二つのデータが出てきてしまうことも十分あります。

●林 確かにオープンになっているリポジトリの大きな流れとしては、JAIRO Cloud などに載せて、そこからメタデータが流れていき、どこかで検索できるとい

うのが理想ですが、ふたを開けたらいろいろなところにいろいろな形で載っていて、それをまとめて検索できるものが今はない可能性があり、それを何とかしなければいけません。また、データという単位で考えると、いろいろなところに登録した、あるいは置いているサービスがなくなってしまうかもしれないから引越しをしたということもあるかもしれません。これについては、そう簡単にならない、DOI が付けられるところに置くのが解だと思います。J-STAGE Data も NBDC も、確か DOI は付けられるのですよね。

●八塚 NBDC は DOI を付けています。

●久保田 J-STAGE Data も付けています。

●林 やはり一定の条件として、ある程度永続性があるところに置くということですね。そういえば研究データポリシーにはその要件が書いてありますので、それを守っていれば何らかの形でトラッキングの対象にはなると思います。もう一つ、話を伺っていると、検索の問題があるようです。機械可読的にライセンスが分かる、有象無象の検索ではなくて CC BY になっているということが分かれば、オープンになっているかどうか分かるのではないかという印象を持ちました。

少し話が戻りますが、いずれはほとんどの雑誌が何らかの形でオープンアクセスに対応するとはいえ、過渡期としては、どこがオープンにできるのか、リポジトリに載せたいと言われたときにオープンにできるのかなど、投稿する人はそこまで考えていなくても、機関リポジトリのご担当者は苦労されていると思います。その苦労されている方に話を聞きたいと思います。

●山形 私の苦労は大したことがないのですが、少し話が変わってもよろしいでしょうか。今回のお話の中で、研究者自身の戦略もあるのですが、周りの人は何ができるかということについてもぜひヒントを頂けたらと思っています。

渡辺先生と似ているのですが、機関リポジトリの実務をしていると、ライセンス周りのいろいろなお問い合わせが来ます。特に多いのは ND で「これはどこまで使っていいのですか」という質問です。それから、博士課程の学生が複数の自分の研究論文を博士論文として一つにまとめた場合、それは今、法的に義務付けられているので機関リポジトリ上で公開しなければいけないのですが、「私のこの論文は使えるのでしょうか」という質問が非常に多いです。実際こちらでお調べすると、「CC BY でご自身で著作権をお持ちですし、使えますよ」という答えになることもありますし、「ジャーナルのページに全く書かれていないので、エディターの方にご相談してください」という答えになることもあります。

本日ご登壇の研究者の皆さんはライセンスについてのご理解が非常に深いと思いますので、これまでどのようにライセンスについて学んできたのか伺ってみたいと思います。私の学生時代を振り返ると、論文を研究するための問いの立て方や、引用の書き方、先行文献の探し方などはゼミで先輩や先生方に教わったのですが、当時はまだ今のようなライセンスの意識があまりなかったと思います。そういったことをどのように学んできていらっしゃるのか、ご経験談があれば伺いたいです。

●小野 教科書的に整理されてはいます。例えばクリエイティブ・コモンズの説明では非常に分かりやすく書いてありますが、そこまで行き着くかどうかです。関心がある人なら検索してたどり着くのだと思います。それ以前に、大学のゼミなどで指導教員にきちんとした意識があつて学んでいけばよいのですが、現実的には論文を投稿するときに場当たりに「ライセンスを決めると書いてあるけれど、これはどうするのですか」と先輩や指導教員に聞くことになると思います。今回のセミナーで、まとまった知見や現在どのようになっているかということが資料として公開されると思いますので、非常に良い教材となるのではないかと思います。

●山形 アーカイブで残るとよいというのは、実はこの企画ワーキングの裏テーマでもあります。他の方からも、もしあればお願いします。

●小池 大学では情報リテラシーの授業があり、全学教育でライセンスに関する話も少しあります。ただ、クリエイティブ・コモンズについてはあまりなく、芸術などの話が中心で研究とは少しずれている感があります。クリエイティブ・コモンズが出てきたのはここ数年で、オープンアクセスの雑誌が出始めてからメジャーになってきましたので、ほんの 10 年前には誰も気にしていなかったように思います。私もクリエイティブ・コモンズについては、実際に自分の雑誌をオープンアクセスにするとときに勉強しました。

●山形 ありがとうございます。小池先生の雑誌では CC BY と指定していらっしゃると思いますが、それを学会の方や投稿してくる方にはどのようにご説明されているのかについても補足いただければと思います。

●小池 雑誌の巻頭言という形で、自由に使えることをエディターからのメッセージとして伝えています。

●山形 ありがとうございます。他にもご経験がある方がいらっしゃればお願いします。

●鈴木 私は著作権が専門なので自分で勉強しました。今は高校で「情報 I」が必修になり、その中でもクリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては教科書でも一定程度の分量が割かれているようですので、これからは高校生も学ぶものになります。また、先ほど大学でのリテラシー教育の話もありましたが、今や情報を教えていない大学はほぼないと思いますので、これからの研究者や学生はライセンスについても一定程度は学んでいくと思っています。

●山形 高校の「情報」の必修授業の中で触れられていることは、浅学にして知りませんでした。これから

は学生の方が詳しい状態に入ってくるかもしれませんので、図書館職員としてもきちんとキャッチアップしなくてはと思います。

渡辺様は教授という立場で学生さんを指導されることもあると思いますが、「こういうところに注意しないといけないのだよ」と教えておられることはありますでしょうか。

●渡辺 私は研究所勤務ですので授業の義務はないのですが、非常勤などでお引き受けする際には著作権をテーマにディベートを仕組んだりします。もちろんライセンスを扱ったこともあります。著作権制度自体を本当はどう作るのか、どんなオプションがあり得て、どんな利害関係者がいるのかといったことを議論するのです。ジャーナルは扱ったことはありませんが、例えば報道やメディア、エンタメ産業が著作権制度でどのように変わるかを考えてもらったことはあります。私はレクチャーがあまり好きではないので、そうやって皆で学び、考えてきてもらう形にしています。

先ほどの高校の授業の話で思い出したのですが、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンにも、教科書の出版社から「このロゴを使ってもよろしいでしょうか」などと丁寧に許諾を求めてくる方が増えています。聞くまでもなく大丈夫なのですが、そういうところからも、高校でも広まっているのだなと感じています。

●山形 私が知っている範囲よりずっと広く、クリエイティブ・コモンズが広がっていると感じました。

●林 研究者やわれわれのようなライブラリアン、あるいはオープンアクセスを考えている学会の方は、今後どうすればライセンスについて学べるでしょうか。本日の議論もとても勉強になりましたが、例えば論文投稿の際にエディターとの交渉から学べるのか、あるいは実際に出版の実務をするのがいいのでしょうか。これを見るとライセンス周りの勉強になるということは何かございますか。

●鈴木 論文を投稿しても、エディターと著作権の話はほぼしないと思いますし、契約交渉する著者もほぼいないでしょう。権利保持戦略でも、「著者が著作権を放棄する」なりを付録として要求される場合もありますが、著者はまずしないだろうと思います。私も、そんなことをするなら（権利を）あげてしまうと思います。論文を書けば（ライセンスのことが）分かるというわけではないと思います。

ライセンスについては、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのサイトは FAQ が非常に充実していますし、私も今回講演するに当たってかなり読み込みました。Web サイトで公開されている情報がかなり多いので、まずはそこから勉強されるのがよろしいのではないかと思います。

●渡辺 オープンアクセスの文脈に限らないもので、ライセンスとは何か、どのようなライセンスがあるのかというクリエイティブ・コモンズの一般的な案内の論文は、私を含めた CC JAPAN の事務局スタッフなどが関与したものが既に J-STAGE で何本か読めるようになっています。検索するとすぐに見つかると思います。

また、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンの Web サイトには、上のメニューバーに FAQ があり、その中にオープンアクセスに関する FAQ もあります。ただ、この分野にはさまざまな質問があり、まだほんの一部しか取り上げられていません。本日の議論からも幾つか面白いものを織り込めればと思っていますが、ぜひ取り上げてほしい質問がありましたら、事務局にご連絡いただければ検討いたします。あるいは一緒に作りたいという方がいれば、何かコラボレーションができればとも思いました。

また、本日のセミナーのようなイベントのアーカイブを、資料にライセンスを付けてネット上で公開していますので、そのようなところから勉強するのも非常に効率的ではないかと思います。

●林 久保田様、ライセンス周りが分からないといっ

た学会からのお問い合わせには、J-STAGE でもお答えいただけるのでしょうか。

●久保田 先ほど J-STAGE の事業を紹介した中で触れておりますように、オープンアクセスにしたいという問い合わせはありますので、J-STAGE の Web サイトにも学会・発行機関の方向けのコンテンツがあります。そちらも参考にいただけるかと思います。

●林 ありがとうございます。他に、これを言っておきたいというパネリストの方はいらっしゃいますか。

●渡辺 三つあります。一つは「コモンズの悲劇」といって、誰もがアクセスできる共有資源があると、自分の利益のためにそれを使ってやろうというフリーライダーと呼ばれる人たちが寄ってたかってその資源を駄目にしてしまうことがあるという話です。情報資源は使い尽くされることはないので駄目にはなりません。先ほどの NC に関わる議論にあったような「自分みんなのためにやっているのに、あいつは自社の利益しか考えていないではないか」という不公平感が生まれる状況はあり得るわけです。

そのようなこともあって「コモンズの悲劇」は警戒されやすい一方で、著作権や知財に関する専門家の間では「アンチ・コモンズの悲劇」という概念があります。いろいろな人が自分の権利を主張でき、著作権でいえば利用させないという権利が生まれる、あるいは自分の許諾なしには利用してはいけないという制度ができる。すると、今度は権利者が多くなり、全員から許諾を取らない限り何もできない、全く再利用ができなくなってしまうという逆側の悲劇が起こるのです。著作権ではなく、例えばアカデミアの規範などでできる部分はしてもよいのではないかというのはまさにそこからです。今後はデジタルのデータや情報資源を活用しやすくする流れになりますが、そのチャンスを生かすためには、著作権のことを入れ過ぎると面倒なことになりそうです。まさに、それが「アンチ・コモ

ンズの悲劇」という概念に凝縮されているのではないかと思います。

もう一つは、教材や学習資料のオープン化（Open Educational Resources：OER）と呼ばれる分野では、最初は確かにみんながライセンスの議論や、いかに数多くの資源をオープン化するかということに腐心するのですが、しばらくすると「オープン化したけれども、なかなか再利用の事例が出てこない。どうしようか」という議論になります。「検索が不便なのではないか」「メタデータの整備やタグ付けなどをもっと丁寧にしなければいけない」「検索エンジンをもっとちゃんと作らなければいけない。普通の検索エンジンに任せていては駄目なのではないか」というような、著作権以外の周辺的な制度の整備は大変重要なのです。そこがうまくできないと、資源としてはオープンでも誰も見つけてくれない、誰も知らないということがあり得るわけです。そのようなところがこれから課題になってくるのではないかと思います。

最後に、再利用を考えると、例えばサイエンスコミュニケーションのような人の役割はかなり重要かもしれないと思います。私が所属する GLOCOM では情報社会のいろいろなトピックを扱っていますが、この界限でよく言われるのは、20 年ほど前のインターネット黎明期と比べると、ネット上で誰でも自由に発言できることが民主主義を良くするのではないかという期待はすっかりしぼんでしまって、むしろまずい方向に行っているのではないか、オープン化は間違いだったのではないかという話が世界中でかなり出ています。海外の事例では、熱心な人種差別主義者が、遺伝子研究者の書いた論文を独自解釈で強引に読み解き、そこから自説を支持するコミュニティをつくっているという話があります。もはや資源をオープン化した後はネットに任せておけばいいという楽観的なスタンスでは済まない時代が来ているのかもしれません。

サイエンスコミュニケーションのような科学リテラシーの高い人が、そのようなものに対してある程度の警戒感を持って、信頼ある情報源を参照してもらえる形

でいろいろな人に紹介する。そしてその学術研究の成果が社会に浸透していくというエコシステムができるところまで見届けられると、ようやく「オープンアクセスも意味があるところまで来たな」と思える世界があるのかもしれませんが。私はそれでもまだオープン化の力を信じている方ですので、そうでなければいけないというほど強い意見ではありませんが、本日はそんなことも考えました。ありがとうございました。

●林 大変活発なご議論をありがとうございました。

視聴者の皆さまからも大変多くの質問を頂戴しました。全ての質問に答え切れなかったことをお詫び申し上げます。できる範囲でそれぞれのご講演者の皆さまから後日回答できればと思っておりますので、ご容赦いただければと思います。視聴者の皆さま、パネリストの皆さま、フロアの皆さまにお礼を申し上げ、これにてパネルディスカッションを終了いたします。